



熊本県公報

号外 第 4 号

平成 24 年 3 月 6 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	（財政課）	10
○熊本県財産条例の一部を改正する条例	（管財課）	13
○熊本県税条例の一部を改正する条例	（税務課）	14
○熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	（市町村行政課）	15
○熊本市が地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市に指定されることに伴う関係条例の整理に関する条例	（ 〃 ）	15
○熊本県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	16
○熊本県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	（健康福祉政策課）	16
○熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例	（健康危機管理課）	17
○熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	17
○熊本県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	（認知症対策・地域ケア推進課）	17
○熊本県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例	（子ども未来課）	18
○熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例	（障がい者支援課）	19
○熊本県こども総合療育センター条例及び熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	19
○熊本県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	20
○障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	20
○熊本県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	21
○熊本県准看護師試験委員条例の一部を改正する条例	（医療政策課）	21
○熊本県地下水保全条例の一部を改正する条例	（環境立県推進課）	21
○熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例の一部を改正する条例	（自然保護課）	29
○熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	（男女参画・協働推進課）	30
○熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例	（労働雇用課）	31
○熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例	（産業人材育成課）	32
○熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	32
○熊本県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例	（道路保全課）	32
○熊本県都市公園条例の一部を改正する条例	（都市計画課）	37
○熊本県屋外広告物条例及び熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	38
○熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例	（港湾課）	38
○熊本県営住宅条例の一部を改正する条例	（住宅課）	41
○熊本県高校生等修学等支援基金条例の一部を改正する条例	（高校教育課）	43
○副校長の設置に伴う関係条例の整備に関する条例	（学校人事課）	43
○熊本県市町村立学校職員のへき手当等に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	43
○熊本県立図書館協議会設置条例の一部を改正する条例	（社会教育課）	43
○熊本県立美術館条例の一部を改正する条例	（文化課）	44
○熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	（警察本部警務課）	45
○熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	46
○熊本県ワクチン接種緊急促進基金条例の一部を改正する条例	（健康危機管理課）	46
○熊本県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例	（子ども未来課）	46
○熊本県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例	（障がい者支援課）	46

○熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区における定数に関する
条例の一部を改正する条例…………… (市町村行政課) 46

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 新たに次の手数料を設けることとした。
 - (1) 運転経歴証明書再交付手数料 1, 000円
 - (2) 認定特定行為業務従事者認定証交付申請手数料 1, 500円
 - (3) 特定行為業務登録申請手数料 2, 400円
 - (4) 認定特定行為業務従事者認定証再交付申請手数料 1, 000円
- 2 次の手数料の額を改定することとした。
 - (1) 運転免許試験手数料 (別表第 18 関係)
 - 1, 850円ほかから 1, 600円ほかに改定
 - (2) 自動車運転技能検査手数料 3, 950円ほかから 3, 850円ほかに改定
 - (3) 免許証交付手数料 2, 100円ほかから 2, 050円ほかに改定
 - (4) 免許証再交付手数料 3, 650円ほかから 3, 600円ほかに改定
 - (5) 技能検定員審査手数料 24, 700円ほかから 23, 500円ほかに改定
 - (6) 教習指導員審査手数料 15, 650円ほかから 15, 000円ほかに改定
 - (7) 運転免許再試験手数料 2, 050円ほかから 1, 950円ほかに改定
 - (8) 免許証更新手数料 2, 550円から 2, 500円に改定
 - (9) 運転免許証更新経由手数料 600円から 550円に改定
 - (10) 国外運転免許証交付手数料 2, 650円から 2, 400円に改定
 - (11) 講習手数料 (別表第 19 関係)
 - 2, 600円ほかから 2, 450円ほかに改定
 - (12) 特定任意講習手数料 1, 800円から 1, 600円に改定
 - (13) 限定解除審査手数料 1, 700円ほかから 1, 550円ほかに改定
 - (14) 介護支援専門員証交付申請手数料
 - 2, 000円ほかから 2, 300円ほかに改定
 - (15) 介護支援専門員証更新申請手数料 2, 000円から 2, 300円に改定
 - (16) 介護サービス情報調査事務手数料 24, 000円から 18, 000円に改定
 - (17) 技能検定員審査手数料の額から減ずる額 (別表第 30 関係)
 - 3, 950円ほかから 3, 750円ほかに改定
 - (18) 教習指導員審査手数料の額から減ずる額 (別表第 31 関係)
 - 4, 450円ほかから 4, 150円ほかに改定
- 3 次の手数料を廃止することとした。
 - 介護サービス情報公表事務手数料
- 4 その他規定を次のとおり整理することとした。
 - (1) 介護保険法の一部改正に伴う規定の削除 (第 4 条関係)
 - (2) 危険物施設の検査等に関する手数料に関する規定の整理 (別表第 5—別表第 7 関係)
 - (3) 技能検定試験手数料に関する規定の整理 (別表第 20 関係)
- 5 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、4 (2) 及び (3) の改正規定並びに 7 の規定 (4 (2) に係る部分に限る。) は、公布の日から施行することとした。
- 6 経過措置を設けることとした。(附則第 2 項関係)
- 7 熊本県収入証紙条例 (昭和 39 年熊本県条例第 24 号) の一部改正
この条例による手数料の新設等に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理することとした。(附則第 3 項関係)

◇熊本県財産条例の一部を改正する条例

- 1 行政財産である土地に地下埋設物を設置する場合の使用料の額を定めることとした。(別表関係)
- 2 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 3 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によることとした。(附則第 2 項関係)

◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 「認定特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人等」に改めることとした。(第 30 条関係)
- 2 「第 3 条の 4 の 2」を「第 3 条の 4」に、「第 3 条の 4 の 4」を「第 3 条の 4 の 3」に改めることとした。(第 38 条の 2 関係)

- 3 「第72条の49の8」を「第72条の49の12」に、「第72条の49の10」を「第72条の49の14」に改めることとした。(第40条、第47条関係)
- 4 「第5条の3」を「第5条の2」に、「第5条の5」を「第5条の4」に改めることとした。(第45条の2関係)
- 5 県たばこ税の税率を、平成25年4月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、1,000本につき644円引き下げることとした。(第65条関係)
- 6 旧三級品の紙巻きたばこに係る県たばこ税の税率を、平成25年4月1日以後に売渡し等が行われた製造たばこから、1,000本につき305円引き下げることとした。(附則第8条の2関係)
- 7 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税の均等割に限り、第31条の規定の適用については、同条中「1,000円」とあるのは、「1,500円」とすることとした。(附則第17条関係)
- 8 その他規定の整理を行うこととした。(第47条関係)
- 9 この条例は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行することとした。
 - (1) 2、4、7及び8の改正規定 公布の日
 - (2) 1の改正規定 平成24年4月1日
 - (3) 3の改定規定 平成25年1月1日
 - (4) 5及び6の改正規定並びに10の規定 平成25年4月1日
- 10 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例によることとした。(附則第2項関係)

◇熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

- 1 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の8第1項第2号の規定に基づき知事が条例で定めることにより本人確認情報を利用できる事務に、介護保険法(平成9年法律第123号)による同法第69条の2第1項の登録又は同法第69条の4の届出に関する事務であって規則で定めるものを加えることとした。(別表第1関係)
- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◇熊本市が地方自治法第252条の19第1項の指定都市に指定されることに伴う関係条例の整理に関する条例

- 1 熊本市の区の設置に伴い住居表示が変更になるため、次の条例について関係規定の整理を行うこととした。
 - (1) 熊本県庁の位置に関する条例【第1条】
 - (2) 熊本県公営企業の設置等に関する条例【第2条】
 - (3) 熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例【第4条】
 - (4) 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例【第5条】
 - (5) 熊本県暴力団排除条例【第6条】
- 2 風致地区内における建築等の規制に関する条例【第3条】
熊本市の区域内にある10ヘクタール以上の風致地区内における建築等の規制に関し、熊本市が条例を定めることとなるため、関係規定の整理を行うこととした。
- 3 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◇熊本県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例

- 1 ポスター掲示場の設置に関する事務を熊本市にあっては区の選挙管理委員会が行うこととした。(第1条関係)
- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◇熊本県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

- 1 この条例の有効期限の条項を削ることとした。(附則第2項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例

- 1 別表第1第1項第6号サ(オ)中「食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第21条第1項第1号ト」を「食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第45号)第1条第2項第7号」に改めることとした。(別表第1関係)
- 2 別表第1第2項エ(イ)中「第6条第10項」を「第6条第11項」に改めることとした。(別表第1関係)
- 3 その他用語の整理を行うこととした。(別表第1関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条

例の一部改正【第1条】

- (1) 「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設、児童発達支援センター」に改めることとした。(第2条関係)
 - (2) 「特定施設入所者生活介護事業」を「特定施設入居者生活介護事業」に改めることとした。(第2条関係)
- 2 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部改正【第2条】
- (1) 社会福祉施設に児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業を行う事業所を追加することとした。(第2条関係)
 - (2) 社会福祉施設に老人福祉法に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う事業所を追加することとした。(第2条関係)
 - (3) 社会福祉施設に介護保険法に規定する認知症対応型通所介護事業、小規模多機能型居宅介護事業、地域密着型特定施設入居者生活介護事業、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業、介護予防通所介護事業、介護予防通所リハビリテーション事業、介護予防短期入所生活介護事業、介護予防短期入所療養介護事業、介護予防特定施設入居者生活介護事業、介護予防認知症対応型通所介護事業、介護予防小規模多機能型居宅介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業を行う事業所を追加することとした。(第2条関係)
- 3 1(2)については公布の日から、1(1)については平成24年4月1日から、2については平成24年9月1日から施行することとした。
- 4 2の規定の施行の際現に設置されている社会福祉施設等(2(1)、(2)及び(3)で追加した事業所に限る。以下同じ。)の入浴施設については、同日以後初めて当該施設の増設又は改設が行われるときまでは、改正後の第4条第2項(第3条第2項各号に掲げる基準に係る部分に限る。)の規定は、適用しないこととした。(附則第2項関係)

◇熊本県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

- 1 平成24年度に限り、当該基金条例第8条の規定にかかわらず、介護保険法附則第10条第1項の規定により基金の一部を処分することができるようにすることとした。(附則第2項関係)
- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◇熊本県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 題名を熊本県認定こども園の認定要件に関する条例に改めることとした。(題名関係)
- 2 第1条中「第3条第1項第4号及び同条第2項第3号」を「第3条第1項及び第3項」に改めることとした。(第1条関係)
- 3 「基準」を「要件」に改めることとした。(第1条、第5条関係)
- 4 認定こども園の認定要件のうち従うべき基準とされたものを条例に規定することに伴い、定義規定を改めることとした。(第2条関係)
- 5 認定こども園の認定要件のうち従うべき基準とされたものを条例に規定することとした。(第2条の2、第2条の3関係)
- 6 用語の整理を行うこととした。(第5条関係)
- 7 認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供方法について、当該認定こども園以外の施設で調理し、搬入する方法により行うことができるようにすることとした。(第5条関係)
- 8 認定こども園の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をするよう認定こども園に義務付けることとした。(第11条関係)
- 9 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◇熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県心身障害者扶養共済制度の加入要件である居住要件の区域から熊本市の区域を除くこととした。(第4条関係)
- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項関係)
- 4 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の関係規定を整備することとした。(附則第3項関係)

◇熊本県こども総合療育センター条例及び熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県こども総合療育センター条例の一部改正【第1条】
 - (1) 「肢体不自由、知的障害等のある児童又はその疑いのある児童」を「障害児又は障害児である疑いのある児童」に改めることとした。(第1条関係)
 - (2) 「肢体不自由児施設」を「医療型障害児入所施設」に改めることとした。(第2条関係)
 - (3) 「肢体不自由児通園施設」を「医療型児童発達支援センター」に、「肢体不

- 自由児施設のうち通所による入所者のみを対象とする施設」を「医療型児童発達支援センター」に改めることとした。(第2条関係)
- (4) 「知的障害児通園施設」を「福祉型児童発達支援センター」に改めることとした。(第2条関係)
- (5) 「知的障害児通園施設支援」を「障害児通所支援」に、「肢体不自由児施設支援」を「障害児入所支援」に改めることとした。(第5条関係)
- (6) 「肢体不自由児施設」を「医療型障害児入所施設」に改めることとした。(第5条関係)
- (7) 知的障害児通園施設支援及び肢体不自由児施設支援の利用に係る使用料を障害児通所支援及び障害児入所支援の利用に係る使用料に改めることとした。(別表関係)
- (8) その他用語の整理を行うこととした。(第2条、第5条、別表関係)
- 2 熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部改正【第2条】
- (1) 「第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち重症心身障害児施設」を「第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設」に改めることとした。(第7条関係)
- (2) 「第7条第6項」を「第6条の2第3項」に改めるとともに、用語の整理を行うこととした。(第7条関係)
- 3 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- 4 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項、附則第3項関係)

◇熊本県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県障害者介護給付費等不服審査会の設置規定に「児童福祉法第56条の5の5第2項において読み替えて準用する場合を含む。」を追加することとした。(第1条関係)
- 2 用語の整理を行うこととした。(第1条、第2条関係)
- 3 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◇障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の一部を改正する条例

- 1 第12条第1項第1号中「第12条の3第2項」を「第12条の3第3項」に改め、同項第2号中「第15条の2第2項」を「第15条の2第3項」に改めることとした。(第12条関係)
- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◇熊本県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

- 1 障害者基本法第36条第1項の審議会その他の合議制の機関の名称を「熊本県障害者施策推進審議会」とすることとした。(題名、第1条関係)
- 2 「第34条第3項」を「第36条第3項」に改めることとした。(第1条関係)
- 3 審議会の委員の選任規定を整備することとした。(第2条関係)
- 4 その他規定を整備することとした。(第1条、第2条、第4条、第5条、第6条、第7条関係)
- 5 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号の政令で定める日から施行することとした。

◇熊本県准看護師試験委員条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県准看護師試験委員の委員長を熊本県健康福祉部長の充て職から委員の互選によるものとする事とした。(第2条、第3条関係)
- 2 その他用語の整理を行うこととした。(第2条、第3条関係)
- 3 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◇熊本県地下水保全条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県地下水保全条例の一部改正【第1条】
- (1) 目的規定を改めることとした。(第1条関係)
- (2) 地下水は「公共水」であるとの認識に立ち地下水の保全を推進することを規定する基本理念を加えることとした。(第1条の2関係)
- (3) 用語の定義を改めることとした。(第2条関係)
- (4) 事業者、県及び県民の責務をそれぞれ改めることとした。(第3条—第5条関係)
- (5) 地下水保全のための協働の取組を定めることとした。(第5条の2関係)
- (6) 対象化学物質を使用する者に対する対象化学物質の使用の抑制等に関する努力義務を定めることとした。(第19条の2関係)
- (7) 対象事業場等に対する対象化学物質の貯蔵施設等の定期点検等の努力義務を定めることとした。(第21条の2関係)
- (8) 対象化学物質等の流出等の事故時における公表規定を定めることとした。(第21条の3関係)
- (9) 開発事業者に対する有害物質の地下浸透の禁止を定めることとした。(第21条の4関係)

- (10) 硝酸性窒素等汚染対策について次のように定めることとした。(第 21 条の 5 関係)
 - ア 県、事業者、県民及び市町村が連携し、及び協働して、硝酸性窒素等汚染対策の推進等を図り、硝酸性窒素等の地下への過剰な浸透の抑制に取り組む。
 - イ 硝酸性窒素等の汚染が広域的に生じている地域において、県、事業者等が連携し、及び協働して、調査を実施し、硝酸性窒素等の濃度の低減に関する目標及び計画を策定し、その実現を図る。
- (11) 地下水に代わる水源の確保の要請について定めることとした。(第 30 条の 2 関係)
- (12) 地下水の合理的な使用について次のように定めることとした。(第 32 条の 2—第 32 条の 4 関係)
 - ア 知事は、地下水の合理的な使用の促進に関する指針を定める。
 - イ 地下水を採取する者に対する地下水の合理的な使用の努力義務等を定める。
 - ウ 地下水の合理的な使用に関する啓発等について定める。
- (13) 地下水の涵養^{かん}について次のように改めることとした。(第 33 条—第 35 条 関係)
 - ア 知事は、地下水の涵養の促進に関する指針を定める。
 - イ 地下水を採取する者及び事業者に対する地下水の涵養の努力義務等を定める。
- (14) 市町村条例との関係等について定めることとした。(第 43 条関係)
- (15) その他必要な規定の整理を行うこととした。
- 2 熊本県地下水保全条例の一部改正【第 2 条】
 - (1) 地下水の水量の保全に関する用語の定義を改めることとした。(第 23 条 関係)
 - (2) 重点地域の指定について定めることとした。(第 25 条の 2 関係)
 - (3) 地下水採取の許可について次のように定めることとした。(第 25 条の 3、第 25 条の 4 関係)
 - ア 許可の対象者について定める。
 - イ 許可の申請書について定める。
 - ウ 許可申請書の添付書類を定める。
 - エ 特に大規模な地下水採取の許可に係る影響調査について定める。
 - オ 許可の基準を定める。
 - (4) 地下水採取の届出について次のように改めることとした。(第 26 条関係)
 - ア 重点地域における自噴井戸の届出について定める。
 - イ 届出期限について地下水を採取しようとする日の 30 日前までに改める。
 - (5) 地下水採取の許可に関する経過措置を定めることとした。(第 26 条の 2 関係)
 - (6) 地下水採取の届出に関する経過措置を改めることとした。(第 27 条関係)
 - (7) 氏名の変更等の手続を改めることとした。(第 27 条の 2、第 28 条関係)
 - (8) 承継の手続を定めることとした。(第 28 条の 2 関係)
 - (9) 地下水の採取量の報告を改めることとした。(第 29 条関係)
 - (10) 水量測定器の設置等について改めることとした。(第 30 条関係)
 - (11) 勧告及び許可の取消等の手続等について定めることとした。(第 31 条、第 31 条の 2 関係)
 - (12) 緊急時の措置について定めることとした。(第 31 条の 3 関係)
 - (13) 地下水の合理的な使用について次のように定めることとした。(第 32 条の 4—第 32 条の 6 関係)
 - ア 地下水の合理的な使用に関する計画等について定める。
 - イ 地下水の合理的な使用に関する勧告等について定める。
 - (14) 地下水の涵養について次のように改めることとした。(第 35 条—第 35 条の 4 関係)
 - ア 地下水の涵養に関する計画等について定める。
 - イ 地下水の涵養に関する勧告等について定める。
 - ウ 重点地域における大規模な開発行為に対し地下水涵養への配慮を求める。
 - エ 県、市町村、事業者等が連携し、及び協働して、地下水の涵養に係る調査研究の推進及び地下水涵養域の保全を図り、水量保全のために必要となる地下水涵養量の確保に努める。
 - (15) 報告及び検査について改めることとした。(第 39 条関係)
 - (16) 罰則について改めることとした。(第 45 条—第 50 条関係)
 - (17) その他必要な規定の整理を行うこととした。
- 3 条例の施行期日について定めることとした。
- 4 準備行為について定めることとした。(附則第 2 項関係)
- 5 地下水採取の届出に関する経過措置について定めることとした。(附則第 3 項 関係)
- 6 特に大規模な地下水採取に関する経過措置について定めることとした。(附則第

- 4 項、附則第 5 項関係)
- 7 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正することとした。(附則第 6 項関係)

◇熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例の一部を改正する条例

- 1 県内希少野生動植物の捕獲等の届出及び指定希少野生動植物の捕獲等の禁止について、適用除外となる行為に関する規定を改めることとした。(第 13 条、第 14 条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

- 1 特定非営利活動法人の認証申請書等において補正することができる軽微な不備を定めることとした。(第 2 条の 2 関係)
- 2 特定非営利活動法人の社員総会の議事録について定めることとした。(第 2 条の 3 関係)
- 3 特定非営利活動法人の定款変更の認証手続等を定めることとした。(第 2 条の 4、第 2 条の 5 関係)
- 4 特定非営利活動法人の事業報告書等の備置き等について定めることとした。(第 2 条の 6、第 2 条の 7 関係)
- 5 認定特定非営利活動法人の申請手続等を定めることとした。(第 7 条、第 7 条の 2 関係)
- 6 認定特定非営利活動法人等の定款変更等の手続を定めることとした。(第 7 条の 3 関係)
- 7 認定特定非営利活動法人等の認定申請添付書類の備置き等について定めることとした。(第 7 条の 4 関係)
- 8 認定特定非営利活動法人等の役員報酬規程等の提出、閲覧等について定めることとした。(第 7 条の 5—第 7 条の 7 関係)
- 9 仮認定特定非営利活動法人の申請手続等を定めることとした。(第 7 条の 8 関係)
- 10 認定特定非営利活動法人等の合併の認定申請について定めることとした。(第 7 条の 9 関係)
- 11 特定非営利活動法人の電子媒体等を利用した書類の保存等について、認定特定非営利活動法人等に関する事項を加えることとした。(第 8 条関係)
- 12 その他所要の改正を行うこととした。(第 3 条、第 4 条、第 6 条関係)
- 13 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例

- 1 条例の有効期限を平成 26 年 12 月 31 日まで延長することとした。(附則第 2 項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例

- 1 専門課程の学科名を次のとおり改めることとした。(第 4 条関係)

変更前	変更後
機械制御技術科	機械システム技術科
電子情報技術科	電子システム技術科
情報通信技術科	情報システム技術科
情報映像技術科	

- 2 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 3 この条例による改正前の熊本県立技術短期大学校条例第 4 条第 2 項に規定する機械制御技術科、電子情報技術科、情報通信技術科及び情報映像技術科は、この条例による改正後の熊本県立技術短期大学校条例第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日にそれぞれの学科に在学する者が当該それぞれの学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとすることとした。(附則第 2 項関係)

◇熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例

- 1 職業能力開発校の名称を「熊本県立高等技術専門校」に変更することとした。(第 2 条関係)
- 2 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

- 1 熊本県道路占用料徴収条例の一部改正【第 1 条】
 - (1) 「第 7 条第 8 号」を「第 7 条第 9 号」に改めることとした。(第 2 条関係)
 - (2) 道路法施行令の一部改正により道路の占用の許可に係る区分が改められたことに伴い、当該区分に併せて占用料の額を定めることとした。(別表関係)

- (3) 道路の上空に設ける施設等について占用料の額を改めることとした。(別表関係)
- 2 熊本県道路占用料徴収条例の一部改正【第 2 条】
熊本市内にある県管理国道及び県道が熊本市の管理となることに伴い、関係規定の整理を行うこととした。(別表関係)
- 3 熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正【第 3 条】
熊本市内にある県管理国道及び県道が熊本市の管理となることに伴い、占用料の激変緩和を定めている規定の整理を行うこととした。(附則第 3 項関係)
- 4 1 の規定は公布の日から起算して 10 日を経過した日から、2 及び 3 の規定は平成 24 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 5 1 の規定による改正後の別表の規定は、1 の規定の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例によることとした。(附則第 2 項関係)

◇熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

- 1 水前寺江津湖公園に公園施設を設けるときの使用料の規定を廃止することとした。(別表第 1 の 1 の表関係)
- 2 水前寺江津湖公園の管理棟を管理するときの使用料の規定を廃止することとした。(別表第 1 の 2 の表関係)
- 3 熊本県民総合運動公園の第一休憩棟を管理するときの使用料の額を改定することとした。(別表第 1 の 2 の表関係)
- 4 熊本県民総合運動公園の第一休憩棟の会議室等の使用料を定めることとした。(別表第 2 の 4 の表関係)
- 5 水俣広域公園の多目的広場の使用料を定めることとした。(別表第 4 の 1 の表関係)
- 6 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 7 改正後の別表第 1 の 2 の表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例によることとした。(附則第 2 項関係)

◇熊本県屋外広告物条例及び熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県屋外広告物条例の一部改正【第 1 条】
屋外広告物の登録又は更新の登録を受けようとする未成年者の法定代理人が法人である場合についての関係規定を整備することとした。(第 21 条の 2、第 21 条の 4 関係)
- 2 熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正【第 2 条】
浄化槽保守点検業の登録を受けようとする未成年者の法定代理人が法人である場合についての関係規定を整備することとした。(第 5 条関係)
- 3 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

- 1 臨港地区内の道路に工作物、物件又は施設を設け、継続的に当該道路を使用する場合の使用料の額に関する規定を整備することとした。(第 5 条一第 6 条の 2、第 15 条、別表第 1 一別表第 3 関係)
- 2 水俣港の港湾施設のうち緑地及び植栽を廃止することに伴い、関係規定を整備することとした。(第 18 条関係)
- 3 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 4 この条例による改正後の熊本県港湾管理条例の使用料に関する規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例によることとした。(附則第 2 項関係)

◇熊本県営住宅条例の一部を改正する条例

- 1 同居の親族に関する条件について、継続して県営住宅の入居者資格とすることとした。(第 4 条関係)
- 2 住宅の様式替等について、知事の承認を受けて行った場合で、知事が原状回復等の必要がないと認めたときは、これを要しないことができることとした。(第 19 条、第 26 条関係)
- 3 知事が指定する改良住宅の家賃について、入居者の収入や住宅の規模等に応じた額とする制度を導入することとした。(第 46 条関係)
- 4 その他関係規定の整備を行うこととした。(第 24 条関係)
- 5 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、4 の改正規定は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県高校生等修学等支援基金条例の一部を改正する条例

- 1 条例の有効期限を平成 27 年 12 月 31 日まで延長することとした。(附則第 2 項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇副校長の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

- 1 熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正【第1条】
 - (1) 「職員」の定義規定に副校長を加えることとした。(第3条関係)
 - (2) 定時制通信教育手当の支給対象職員に副校長を加えることとした。(第17条の3関係)
 - (3) 産業教育手当の支給対象職員に副校長を加えることとした。(第17条の4関係)
- 2 熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正【第2条】
「職員」の定義規定に副校長を加えることとした。(第3条関係)
- 3 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正【第3条】
「教育職員」の定義規定に副校長を加えることとした。(第2条関係)
- 4 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◇熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 へき地学校等の指定に関する規定中「へき地教育振興法施行規則(昭和34年文部省令第21号)で定める基準に従い」を削ることとした。(第3条関係)
- 2 その他文言の整理を行うこととした。(第3条、第9条関係)
- 3 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◇熊本県立図書館協議会設置条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県立図書館協議会の所掌事務を規定することとした。(第2条関係)
- 2 熊本県立図書館協議会の委員の選任の基準及び委員の任期並びに会長に関する規定を整備することとした。(第3条、第4条関係)
- 3 その他用語の整理を行うこととした。(第1条、第3条、第4条関係)
- 4 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項関係)

◇熊本県立美術館条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県立美術館協議会の所掌事務を規定することとした。(第21条関係)
- 2 熊本県立美術館協議会の委員の選任の基準を整備することとした。(第21条関係)
- 3 熊本県立美術館協議会の会長に関する規定を整備することとした。(第21条関係)
- 4 その他用語の整理を行うこととした。(第21条関係)
- 5 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。
- 6 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項、附則第3項関係)

◇熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

- 1 熊本市の区の設置に伴い、熊本県熊本北警察署、熊本県熊本南警察署及び熊本県熊本東警察署の位置及び管轄区域の表記並びに熊本県山鹿警察署及び熊本県宇城警察署の管轄区域の表記を変更することとした。(別表関係)
- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◇熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県の警察官の定数及び階級別定数を改めることとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

◇熊本県ワクチン接種緊急促進基金条例の一部を改正する条例

- 1 条例の有効期限を平成25年12月31日まで延長することとした。(附則第2項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例

- 1 条例の有効期限を平成25年12月31日まで延長することとした。(附則第2項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

- 1 条例の有効期限を平成25年12月31日まで延長することとした。(附則第2項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区における定数に関する条例の一部を改正する条例

を「14,500円」に改め、同号エ中「22,450円」を「21,850円」に改め、同項第409号ア中「15,650円」を「15,000円」に改め、同号イ中「12,150円」を「11,800円」に改め、同号ウ中「9,500円」を「9,450円」に改め、同号エ中「13,300円」を「12,850円」に改め、同項第410号ア中「2,050円」を「1,950円」に、「3,050円」を「2,800円」に改め、同号イ中「1,900円」を「1,700円」に、「3,550円」を「3,250円」に改め、同号ウ中「1,150円」を「1,000円」に改め、同項第411号中「2,550円」を「2,500円」に改め、同項第411号の2中「600円」を「550円」に改め、同項第412号中「2,650円」を「2,400円」に改め、同項第414号の2ア中「1,800円」を「1,600円」に改め、同項第415号中「1,700円」を「1,550円」に、「3,350円」を「3,100円」に改め、同項第416号を次のように改める。

(416) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の13第1項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付

運転経歴証明書再交付手数料 1,000円

第2条第1項第532号を次のように改める。

(532) 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条第1号の規定に基づく技能検定試験の実施

技能検定試験手数料

ア 実技試験を行う場合 16,500円（職業能力開発促進法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において職業訓練を受けている者（短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者（以下この号において「短期課程等訓練生」という。）を除く。）、同法第25条の職業訓練施設において職業訓練を受けている者（短期課程等訓練生及び就職している者を除く。）、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の高等学校、中等教育学校（同法第66条の後期課程に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同法第124条の専修学校又は同法第134条第1項の各種学校に在学している者その他知事が認める者が3級を受検する場合にあっては、11,000円）

イ 学科試験を行う場合 3,100円

第2条第1項中第598号の2を第598号の2の4とし、第598号の次に次の3号を加える。

(598)の2 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第1項又は介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）附則第14条第2項の規定に基づく認定特定行為業務従事者認定証の交付の申請に対する審査

認定特定行為業務従事者認定証交付申請手数料 1,500円

(598)の2の2 社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の規定に基づく特定行為業務の登録の申請に対する審査

特定行為業務登録申請手数料 2,400円

(598)の2の3 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第8条第1項の規定に基づく認定特定行為業務従事者認定証の再交付の申請に対する審査

認定特定行為業務従事者認定証再交付申請手数料 1,000円

第2条第1項第618号中「2,000円」を「2,300円」に、「1,500円」を「1,800円」に改め、同項第619号中「2,000円」を「2,300円」に改め、同項第622号の2中「第115条の35第2項」を「第115条の35第3項」に、「24,000円」を「18,000円」に改め、同項第623号を次のように改める。

(623) 削除

第4条中第15項及び第16項を削り、第17項を第15項とする。

別表第5から別表第7までを次のように改める。

別表第5から別表第7まで 削除

別表第18大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験の項中「1,850円」を「1,600円」に、「2,000円」を「1,900円」に、「4,950円」を「4,600円」に、「8,650円」を「7,700円」に改め、同表普通自動車免許に係る試験の項中「2,100円」を「1,800円」に、「2,050円」を「1,900円」に、「2,400円」を「2,200円」に、「3,400円」を「3,050円」に改め、同表特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に

係る試験の項中 「法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合」 2,000円

「法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合」 2,000円
法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合
法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合

条の2第1項第2号に該当し 規定の適用を受ける場合	1,750円
条の2第1項第3号に該当し 規定の適用を受ける場合	1,900円

に、「2,950円」を「3,050円

」に改め、同表小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験の項中「2,050円」を「1,900円」に、「1,650円」を「1,500円」に改め、同表大型自
動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験の項中

法受

第97条の2第1項の規定の適用を ける場合	2,000円
--------------------------	--------

法第97条の2第1項第2号 て同項の規定の適用を受ける
法第97条の2第1項第3号 て同項の規定の適用を受ける

に該当し 場合	1,750円
に該当し 場合	1,900円

に、「4,500円」を「4,600円」に、「7,700

円」を「7,650円」に改め、同表仮運転免許に係る試験の項中「2,000円」を「1,700円」に、「1,650円」を「1,550円」に、「3,100円」を「3,000円」に、「4,750円」を「4,550円」に改める。
別表第19法第108条の2第1項第2号に掲げる講習の項中「2,600円」を「2,450円」に改め、同表法第108条の2第1項第3号に掲げる講習の項中「2,300円」を「2,200円」に改め、同表法第108条の2第1項第5号に掲げる講習の項中「4,200円」を「4,150円」に、「4,100円」を「4,050円」に改め、同表法第108条の2第1項第6号に掲げる講習の項中「1,350円」を「1,400円」に改め、同表法第108条の2第1項第8号に掲げる講習の項中「1,200円」を「1,250円」に改め、同表法第108条の2第1項第9号に掲げる講習の項中「750円」を「650円」に改め、同表法第108条の2第1項第10号に掲げる講習の項中「2,150円」を「2,100円」に、「2,800円」を「2,750円」に、「2,700円」を「2,600円」に、「2,550円」を「2,450円」に改め、同表法第108条の2第1項第11号に掲げる講習の項中「700円」を「600円」に、「1,050円」を「950円」に、「1,700円」を「1,500円」に改め、同表法第108条の2第1項第13号に掲げる講習の項中「13,400円」を「13,350円」に改め、「(昭和35年総理府令第60号)」を削り、「9,400円」を「9,200円」に改める。

別表第20を次のように改める。

別表第20 削除

別表第30の1の項中「3,950円」を「3,750円」に、「1,350円」を「1,300円」に、「4,600円」を「4,450円」に改め、同表の2の項中「7,050円」を「7,000円」に、「6,750円」を「6,400円」に、「2,250円」を「2,200円」に、「7,950円」を「7,800円」に改め、同表の3の項中「2,150円」を「2,100円」に、「1,900円」を「1,850円」に改め、同表の4の項中「2,150円」を「2,100円」に、「1,900円」を「1,850円」に改め、同表の5の項中「2,200円」を「2,250円」に、「1,950円」を「2,000円」に、「2,050円」を「2,250円」に改め、同表の6の

項中	2,200円	を	1,850円	に改め、同表の7の項中「道路運送法」の次に
	2,000円		1,950円	
	2,000円		2,450円	
	3,200円		3,150円	

「(昭和26年法律第183号)」を加え、「2,750円」を「2,700円」に改め、同表備考1中「3,750円」を「2,950円」に、「950円」を「900円」に、「3,250円」を「3,050円」に改め、同表備考2中「300円を、普通自動車免許」を「350円を、普通自動車免許」に、「300円を、特定第一種運転免許」を「200円を、特定第一種運転免許」に、「300円を減ずる」を「350円を減ずる」に改める。

別表第31の1の項中「4,450円」を「4,150円」に、「4,100円」を「3,750円」に、「1,350円」を「1,300円」に、「4,800円」を「4,

450円」に改め、同表の2の項中	1,300円	を	1,450円	に改め、同表の
	1,350円		1,400円	
	1,300円		1,500円	
	2,000円		1,900円	

3の項中 「1, 250円」「1, 250円」「1, 250円」を 「1, 350円」「1, 300円」「1, 150円」に改め、同表の4の項及び5の項中 「1, 250円」「250円」を 「1, 200円」「1, 250円」に改め、同表の6の項中「1, 400円」を「1, 350円」に、「1, 200円」を「1, 150円」に改め、同表の7の項中「2, 750円」を「2, 700円」に改め、同表備考1中「3, 450円」を「3, 000円」に、「900円」を「950円」に、「1, 100円」を「1, 050円」に、「2, 950円」を「3, 050円」に改め、同表備考2中「150円」を「100円」に改める。

附 則
 (施行期日)
 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第74号から第80号まで、第84号及び第532号、別表第5から別表第7まで並びに別表第20の改正規定並びに附則第3項（別表第1手数料の項第71号から第77号まで及び第80号の改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)
 2 この条例の施行の際現にされているこの条例による改正前の熊本県手数料条例に掲げる事務に関する申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)
 3 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を次のように改正する。
 別表第1手数料の項第71号から第77号までを次のように改める。

71	移送取扱所設置許可申請手数料
72	移送取扱所変更許可申請手数料
73	移送取扱所完成検査手数料
74	移送取扱所変更完成検査手数料
75	移送取扱所仮使用承認手数料
76及び77	削除

別表第1手数料の項第80号を次のように改める。

80	移送取扱所保安検査手数料
----	--------------

別表第1手数料の項第379号を次のように改める。

379	運転経歴証明書再交付手数料
-----	---------------

別表第1手数料の項中第542号の2を第542号の2の4とし、第542号の次に次の3号を加える。

542の2	認定特定行為業務従事者認定証交付申請手数料
542の2の2	特定行為業務登録申請手数料
542の2の3	認定特定行為業務従事者認定証再交付申請手数料

別表第1手数料の項第564号を次のように改める。

564	介護サービス情報調査事務手数料
-----	-----------------

熊本県財産条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第2号

熊本県財産条例の一部を改正する条例
 熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）の一部を次のように改正する。
 別表中備考以外の部分を次のように改める。
 別表（第7条関係）

区分	単位	使用料			
		所在地			
		熊本市	熊本市以外の市	町村	
土地	電柱類を設置する場合	1年	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）第5条の規定の例により算定した額		
	電線その他これに類するものを電柱類に設置する場合（電柱類を設置する場合を除く。）	1年	電柱類を設置する場合の使用料の額の範囲内で知事が別に定める額		
地下埋設物を設置する	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルに	40円	26円	24円

場合	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	つき1年	57円	37円	34円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		85円	56円	51円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		110円	74円	67円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		170円	110円	100円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		230円	150円	130円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		400円	260円	240円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		570円	370円	340円
	外径が1メートル以上のもの		1,100円	740円	670円
その他の場合		1年	当該土地の台帳価格に100分の4を乗じて得た額に当該土地のうち使用させる部分の面積を乗じて当該土地の面積で除して得た額		
建物		1年	当該建物の台帳価格に100分の7を乗じて得た額と当該建物の建築面積相当の土地の使用料の額との合算額に当該建物のうち使用させる部分の延べ面積を乗じて当該建物の延べ面積で除して得た額		
その他		1年	土地又は建物に準じて知事が別に定める額		

別表備考5を次のように改める。

5 使用料の額の算定に係る面積又は長さが1平方メートル又は1メートル未満であるときはその面積又は長さを1平方メートル又は1メートルとして計算し、使用料の額の算定に係る面積又は長さに1平方メートル又は1メートル未満の端数があるときはその端数を切り上げて計算する。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第3号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第30条第3号中「認定特定非営利活動法人」を「認定特定非営利活動法人等」に改める。
 第38条の2第1項中「第3条の4の2第2項各号」を「第3条の4第2項各号」に改め、同条第2項中「第3条の4の4第2項各号」を「第3条の4の3第2項各号」に改める。

第40条第4項中「第72条の49の8及び第72条の49の10」を「第72条の49の12及び第72条の49の14」に改める。
 第45条の2第1項中「第5条の3第2項各号」を「第5条の2第2項各号」に改め、同条第2項中「第5条の5第2項各号」を「第5条の4第2項各号」に改める。
 第47条第1項中「第72条の49の8第1項」を「第72条の49の12第1項」に、「第72条の49の10第1項」を「第72条の49の14第1項」に、「毎年」を「当該年度の初日の属する年（次項において「当該年」という。）の」に、「第7条」を「第7条第1項」に改め、同条第2項中「第72条の49の8第6項」を「第72条の49の12第6項」に、「の定めるところにより、」を「に定める申告書を」に、「申告書を提出し」を「提出し」に改める。
 第65条中「1, 504円」を「860円」に改める。
 附則第8条の2中「716円」を「411円」に改める。
 附則第17条に次の1項を加える。
 3 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税の均等割に限り、第31条の規定の適用については、同条中「1, 000円」とあるのは、「1, 500円」とする。

- 附 則
- この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - 第38条の2及び第45条の2の改正規定、第47条第1項の改正規定（「第72条の49の8第1項」を「第72条の49の14第1項」に改める部分を除く。）並びに同条第2項の改正規定（「第72条の49の8第6項」を「第72条の49の12第6項」に改める部分を除く。）並びに附則第17条の改正規定 公布の日
 - 第30条の改正規定 平成24年4月1日
 - 第40条第4項の改正規定、第47条第1項の改正規定（「第72条の49の8第1項」を「第72条の49の12第1項」に、「第72条の49の10第1項」を「第72条の49の14第1項」に改める部分に限る。）及び同条第2項の改正規定（「第72条の49の8第6項」を「第72条の49の12第6項」に改める部分に限る。） 平成25年1月1日
 - 第65条の改正規定及び附則第8条の2の改正規定並びに次項の規定 平成25年4月1日
 - 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第4号

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
 熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。
 別表第1中9の項を10の項とし、4の項から8の項までを1項ずつ繰り下げ、3の項の次に次の1項を加える。
 4 介護保険法（平成9年法律第123号）による同法第69条の2第1項の登録又は同法第69条の4の届出に関する事務であつて規則で定めるもの
 附 則
 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

熊本市が地方自治法第252条の19第1項の指定都市に指定されることに伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。
 平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第5号

熊本市が地方自治法第252条の19第1項の指定都市に指定されることに伴う関係条例の整理に関する条例
 （熊本県庁の位置に関する条例の一部改正）
 第1条 熊本県庁の位置に関する条例（昭和39年熊本県条例第7号）の一部を次のように改正する。
 「熊本市水前寺六丁目18番1号」を「熊本市中央区水前寺六丁目18番1号」に改める。
 （熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部改正）
 第2条 熊本県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。
 第3条第2項中「の各号」を削り、同項第3号イの表熊本県営有料駐車場の項中「熊本市安政町」を「熊本市中央区安政町」に改め、同表熊本県営第二有料駐車場の項中「

熊本市新屋敷」を「熊本市中央区新屋敷二丁目及び新屋敷三丁目」に改める。
 (風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)
第3条 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年熊本県条例第14号)の一部を次のように改正する。
 第2条第1項中「風致地区」の次に「(面積が10ヘクタール以上のもの(熊本市の区域内のものを除く。)に限る。以下同じ。)」を加え、「(熊本市にあっては、熊本市長。以下同じ。)」を削る。
 (熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)
第4条 熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年熊本県条例第33号)の一部を次のように改正する。
 第4条第1項第4号中「地域」を「区域」に改める。
 第4条第2中「地域」と「区域」とに改め、同条第1号中「熊本市」を「熊本市中央区の区域」に、「地域」を「区域」に改め、同条第2号中「八代市」を「八代市の区域」に、「地域」を「区域」に改める。
 第5条第2項中「地域」を「区域」に改める。
 別表第1備考1中「地域を」を「区域を」に改める。
 別表第2の1の項中「熊本市」を「熊本市中央区の区域」に、「地域を」を「区域を」に改める。
 (熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)
第5条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。
 別表第11号市町村等の欄中「熊本市富合町、熊本市城南町及び熊本市植木町」を「熊本市南区城南町及び富合町並びに北区植木町」に、「熊本市富合町及び熊本市城南町」を「熊本市南区城南町及び富合町」に改め、同表第31号市町村等の欄中「熊本市富合町及び熊本市城南町」を「熊本市南区城南町及び富合町」に改める。
 (熊本県暴力団排除条例の一部改正)
第6条 熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)の一部を次のように改正する。
 第23条第1項中「地域を」を「区域を」に改め、同項第1号中「熊本市下通一丁目」を「熊本市中央区下通一丁目」に、「地域」を「区域」に改め、同項第2号を次のように改める。
 (2) 熊本市中央区新市街の区域
 第23条第1項第3号中「熊本市中央街」を「熊本市中央区中央街」に、「地域」を「区域」に改め、同項第4号中「熊本市花畑町」を「熊本市中央区花畑町」に、「地域」を「区域」に改め、同項第5号中「熊本市手取本町」を「熊本市中央区手取本町」に、「地域」を「区域」に改め、同項第6号中「熊本市安政町」を「熊本市中央区安政町」に、「地域」を「区域」に改め、同項第7号中「地域」を「区域」に改める。
 附 則
 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第6号

熊本県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例の一部を改正する条例
 熊本県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和58年熊本県条例第1号)の一部を次のように改正する。
 第1条第2項中「選挙管理委員会」の次に「(熊本市にあっては、区の選挙管理委員会。以下同じ。)」を加える。
 附 則
 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第7号

熊本県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
 熊本県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例(平成21年熊本県条例第41号)の一部を次のように改正する。
 附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。
 附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第8号

熊本県食品衛生基準条例の一部を改正する条例
熊本県食品衛生基準条例（平成12年熊本県条例第20号）の一部を次のように改正する。
別表第1第1項第6号カ中「pH」を「水素イオン指数」に改め、同号キ(エ)を次のように改める。

(エ) 充填
別表第1第1項第6号サ(オ)中「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ト」を「食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第2項第7号」に改め、同表第2項エ(イ)中「第6条第10項」を「第6条第11項」に改め、同項ク(イ)中「つば」を「唾」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第9号

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例（平成16年熊本県条例第13号）の一部を次のように改正する。
第2条第4号イ中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設、児童発達支援センター」に改め、同号ケ中「特定施設入居者生活介護事業」を「特定施設入居者生活介護事業」に改める。

第2条 熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第4号イ中「規定する」の次に「児童自立生活援助事業、」を、「放課後児童健全育成事業」の次に「又は小規模住居型児童養育事業」を加え、同号カ中「老人短期型入居者生活介護事業」の次に「又は小規模多機能型居宅介護事業」を加え、同号ケ中「認知症対応型共同生活介護事業、認知症対応型通所介護事業、小規模多機能型居宅介護事業、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業、介護予防通所介護事業、介護予防通所リハビリテーション事業、介護予防特定施設入居者生活介護事業、介護予防短期入所療養介護事業、介護予防小規模多機能型居宅介護事業又は介護予防認知症対応型共同生活介護事業」に改める。

附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中第2条第4号ケの改正規定 公布の日
 - (2) 第1条中第2条第4号イの改正規定 平成24年4月1日
 - (3) 第2条の規定 平成24年9月1日
- 2 前項第3号に掲げる規定の施行の際現に設置されている社会福祉施設等（児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業、老人福祉法に規定する認知症対応型通所介護事業、小規模多機能型居宅介護事業、地域密着型特定施設入居者生活介護事業、介護予防通所介護事業、介護予防通所リハビリテーション事業、介護予防短期入所療養介護事業、介護予防短期入所介護事業、介護予防特定施設入居者生活介護事業若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護事業、介護予防小規模多機能型居宅介護事業若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護事業）の増設又は改設が行われるときは、適用しない。

熊本県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第10号

熊本県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例
 熊本県介護保険財政安定化基金条例（平成12年熊本県条例第13号）の一部を次のように改正する。
 附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。
 2 知事は、平成24年度に限り、第8条の規定にかかわらず、法附則第10条第1項の規定により基金の一部を処分することができる。
 附 則
 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第11号

熊本県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例
 熊本県認定こども園の認定基準に関する条例（平成19年熊本県条例第12号）の一部を次のように改正する。
 題名中「認定基準」を「認定要件」に改める。
 第1条第3条第1項第4号及び同条第2項第3号を「第3条第1項及び第3項」に、「基準」を「要件」に改める。
 第2条各号を次のように改める。
 (1) 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれ用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が一体的に設置されている施設であって、第2条の3に規定する要件に適合しているものをいう。
 (2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。
 ア 幼稚園であって、次条第1号に規定する要件に適合しているもの
 イ 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号）第1条各号に掲げる施設を除く。）をいう。以下同じ。）のそれぞれ用に供される建物等が一体的に設置されている施設であって、第2条の3に規定する要件に適合しているもの
 (3) 保育所型認定こども園 保育所であって、次条第2号に規定する要件に適合しているものをいう。
 (4) 地方裁量型認定こども園 認可外保育施設であって、次条第2号に規定する要件に適合しているものをいう。
 第2条次に次の2条を加える。
 第2条の2 法第3条第1項に規定する条例で定める要件は、次のとおりとする。
 (1) 法第3条第1項の認定を受けようとする施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どもうち児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。
 (2) 当該施設において、児童福祉法第39条第1項に規定する所等幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町村における同法第24条第4項に規定する保育の実施に、対する需要の状況に照らし、当該施設が保育所等である場合に限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。
 (3) 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施するところが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
 (4) 第3条第1項第5号に規定する要件に適合すること。
 (法第3条第3項に規定する条例で定める要件)
 第2条の3 法第3条第3項に規定する条例で定める要件は、次のとおりとする。
 (1) 次のいずれかに該当する施設であること。
 ア 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を確実実施している当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。
 イ 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。
 (2) 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育

に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(3) 次条から第15条までに規定する要件に適合すること。

第5条第1項中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改め、同条第2項中「基準」を「要件」に改め、同条第5項中「の各号」を削り、「基準」を「要件」に、「をすべて」を「の全てを」に改め、同条第7項を次のように改める。

7 子どもに食事を提供する認定子ども園には、食事を提供するために必要な機能を有する調理室を設置しなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに限り、次項ただし書に規定する方法により食事を提供する場合において、加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているときは、この限りでない。

第5条第8項各号列記以外の部分を次のように改める。

認定子ども園における子どもへの食事の提供は、当該認定子ども園の調理室で調理する方法により行われなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該認定子ども園以外の施設で調理し、搬入する方法により行うことができる。

第11条に次の1項を加える。

2 認定子ども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定子ども園である旨の表示をしなければならない。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第12号

熊本県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

熊本県心身障害者扶養共済制度条例（昭和54年熊本県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「区域」の次に「（熊本市の区域を除く。次項及び第15条の2第1項において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において熊本市の区域内に住居を有し、かつ、熊本県心身障害者扶養共済制度の基本部分加入者又は口数追加加入者で、施行日において引き続き同市の区域内に住居を有するものについては、施行日に熊本県心身障害者扶養共済制度の基本部分加入者又は口数追加加入者としての地位を失った者とみなす。

（熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第63号市町村等の欄中「各市町村」の次に「（熊本市を除く。）」を加える。

熊本県子ども総合療育センター条例及び熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第13号

熊本県子ども総合療育センター条例及び熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

（熊本県子ども総合療育センター条例の一部改正）

第1条 熊本県子ども総合療育センター条例（昭和30年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「肢体不自由、知的障害等のある児童」を「障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第4条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。））」に、「その」を「障害児である」に改める。

第2条の見出しを「（医療型障害児入所施設等）」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設（第5条第3項において「医療型障害児入所施設」という。）

(2) 法第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センター

(3) 法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター

第5条第1項中「の短期入所」を「に規定する短期入所（第3項及び別表において

「短期入所」という。)に、「第7条第4項の知的障害児通園施設支援」を「第6条の2第1項に規定する障害児通所支援(第3項及び別表において「障害児通所支援」という。)」に、「第7条第6項の肢体不自由児施設支援」を「第7条第2項に規定する障害児入所支援(第3項及び別表において「障害児入所支援」という。)」に改め、同条第3項中「肢体不自由児施設」を「医療型障害児入所施設」に改め、「障害者自立支援法第5条第9項の」を削り、「第7条第4項の知的障害児通園施設支援」を「障害児通所支援」に、「第7条第6項の肢体不自由児施設支援」を「障害児入所支援」に改める。

別表障害者自立支援法第5条第9項の短期入所の項中「障害者自立支援法第5条第9項の」を削り、同表中

法第7条第4項の知的障害児通園施設支援及び法第7条第6項の肢体不自由児施設支援	法第24条の2第2項の規定により算定した費用の額
---	--------------------------

」を

障害児通所支援	法第21条の5の3第2項の規定により算定して得た額
障害児入所支援	法第24条の2第2項の規定により算定して得た額

」に改める。

る。
(熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部改正)
第2条 熊本県看護師等修学資金貸与条例(昭和37年熊本県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号ア中「第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち重症心身障害児施設」を「第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設」に改め、同号イ中「第7条第6項の規定に基づき指定された」を「第6条の2第3項の規定により厚生労働大臣が指定した」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の熊本県こども総合療育センター条例別表法第6条の2第1項の障害児通所支援の項及び同表法第7条第2項の障害児入所支援の項は障害児入所支援を受ける者について適用し、同日前に第1条の規定による改正前の熊本県こども総合療育センター条例第5条第1項に規定する知的障害児通園施設支援又は肢体不自由児施設支援を受けた者については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に第2条の規定による改正前の熊本県看護師等修学資金貸与条例第7条第1号ア又はイに規定する施設において看護職員の業務に従事した者は、これらの施設において従事した期間に相当する間、第2条の規定による改正後の熊本県看護師等修学資金貸与条例第7条第1号ア又はイに規定する施設において看護職員の業務に従事した者とみなす。

熊本県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第14号

熊本県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部を改正する条例
熊本県障害者介護給付費等不服審査会条例(平成18年熊本県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「次条において」を「以下」に、「の規定に基づき」を「に規定する障害者給付費等不服審査会及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条の5の5第2項において読み替えて準用する法第98条第1項に規定する障害児通所給付費等不服審査会として」に改める。

第2条中「法第98条第2項に規定する」を削る。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第15号

障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の一部を改正する条例
障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例（平成23年熊本県条例第32号）
の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「第12条の3第2項」を「第12条の3第3項」に改め、同
項第2号中「第15条の2第2項」を「第15条の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第16号

熊本県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例
熊本県障害者施策推進協議会条例（昭和48年熊本県条例第15号）の一部を次のよう
に改正する。

題名を次のように改める。

熊本県障害者施策推進審議会条例

第1条中「第34条第3項」を「第36条第3項」に、「熊本県障害者施策推進協議会
（以下「協議会」という。）」を「熊本県障害者施策推進審議会（以下「審議会」という。）」
に改める。

第2条第1項中「協議会」を「審議会」に改め、同条第2項中「及び障害者」を「並び
に障害者」に、「福祉」を「自立及び社会参加」に改める。

第4条第1項、第5条及び第6条中「協議会」を「審議会」に改める。

第7条中「協議会」を「審議会」に、「はかつて」を「諮って」に改める。

附 則

この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1
条第1号の政令で定める日から施行する。

熊本県准看護師試験委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第17号

熊本県准看護師試験委員条例の一部を改正する条例
熊本県准看護師試験委員条例（昭和27年熊本県条例第44号）の一部を次のように改
正する。

第2条第1項中「委員長1人及び委員19人」を「委員20人」に改め、同条第2項を
削り、同条第3項中「の各号」を削り、同項第3号中「業務に」の次に「従事した」を加
え、同項を第2項とする。

第3条を次のように改める。

（委員長等）

第3条 試験委員に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、試験委員の事務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

4 委員は、試験委員の事務を分掌する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県地下水保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第18号

熊本県地下水保全条例の一部を改正する条例
熊本県地下水保全条例（平成2年熊本県条例第52号）の一部を次のように改正
する。

目次中「第5条」を「第5条の2」に、「第21条」を「第21条の5」に、

「第3章 地下水の水量の保全（第22条－第32条）」を

「第3章 地下水の水量の保全

第1節 総則（第22条・第23条）

第2節 地下水の適正な採取（第24条－第32条） に、

第3節 地下水の合理的な使用（第32条の2－第32条の4）

第4節 地下水の涵養（第33条－第35条） 」

「第4章 地下水のかん養（第33条－第35条）」

第5章 雑則 (第36条-第44条) を
 第6章 罰則 (第45条-第50条) 」
 「第4章 雑則 (第36条-第44条)
 第5章 罰則 (第45条-第50条)」に改める。
 第1条中「かんがみ、豊かで良質な地下水を保全するため」を「鑑み」に、「採取及び」を「適正な採取、地下水の」に、「並びに」を「及び」に、「かん養」を「涵養」に、「事項を定める」を「措置を講ずる」に改め、「ことにより、」の次に「県民が豊かで良質な地下水の恵みを将来にわたって享受できるよう地下水の保全を図り、もって」を加え、「を図ること」を「に資すること」に改める。
 第1条の次に次の1条を加える。
 (基本理念)
 第1条の2 地下水の保全は、地下水の流動が蒸発、降水、地下への浸透並びに河川及び海への流出を繰り返すという水の循環の一部をなすものであり、かつ、地下水が県民生活及び地域経済の共通の基盤となっていることを踏まえ、地下水は公共水(公共性のある水であるこれをいう。)であらうと認識に立ち、事業者、県及び県民が地下水の保全に係るそれぞれに責務を果たすとともに、連携し、及び協働して地下水の保全に取り組むことにより推進されなければならない。
 第2条及び第3条を次のように改める。
 (定義)
 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 (1) 地下水の採取に伴う障害 地下水の採取による地下水の水位の異常な低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等をいう。
 (2) 地下水の保全 地下水の質の保全及び地下水の水量の保全(地下水の採取に伴う障害を防止することを含む。)をいう。
 (3) 地下水の合理的な使用 節水(水の使用法の工夫により水の使用を抑制することを用いることをいう。)、雨水の使用、水の循環使用(一度使用した水を再び同じ用途に使用することを用いることをいう。)、再生水(ろ過、化学処理等を行うことにより再利用できるようにした水をいう。)の使用等により地下水の使用量を抑制することをいう。
 (事業者の責務)
 第3条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、第1条の2に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、地下水の保全の重要性に関する理解を深めるとともに、地下水の保全を図るために必要措置を講ずるものとする。
 2 事業者は、県が実施する地下水の保全に関する施策に協力しなければならない。
 第4条第1項中「県は」の次に「、基本理念の」を加え、同条第3項中「実施等」の次に「事業者及び」を加え、同条に次の1項を加える。
 4 県は、その事務及び事業に関し、率先して地下水の保全を図るために必要な措置を講じなければならない。
 第5条を次のように改める。
 (県民の責務)
 第5条 県民は、基本理念にのっとり、地下水の保全の重要性に関する理解を深めるとともに、地下水の保全を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 2 県民は、県が実施する地下水の保全に関する施策に協力しなければならない。
 第5条の次に次の1条を加える。
 (地下水の保全のための協働の取組)
 第5条の2 県は、地下水の保全に関する対策を推進する必要があると認められる地域があるときは、当該地域の市町村、事業者等と連携し、及び協働して、当該地域の地下水の保全に関する対策に総合的に取り組むための計画を定めるとともに、その計画を効果的に実施するための体制の整備を促進するものとする。
 第6条第2項中「前項の」を削り、「定めた場合」を「定め、又はこれを改定したときは」に改め、同条第3項と「を保全する」を「の保全を図る」に、「地下水質保全目標」という。)に改め、同項の次に次の1項を加える。
 2 知事は、地下水質保全目標を定め、又はこれを改定しようとするときは、あらかじめ、熊本県環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。
 第11条に次の1項を加える。
 2 知事は、前項に規定する規則で定める要件又は特別排水基準を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。
 第16条及び第18条中「第11条」を「第11条第1項」に改める。
 第19条の次に次の1条を加える。
 (対象化学物質の使用の抑制等)
 第19条の2 対象化学物質を業として使用する者は、対象化学物質以外の物質の使用への転換又は対象化学物質の使用の抑制に努めるものとする。
 第21条第1項中「対象事業場以外の工場若しくは事業場で貯油施設等(油を貯蔵する貯油施設又は油を含む水を処理する油水分離施設をいう。)を設置するもの」を「貯油施設等(油を貯蔵する貯油施設又は油を含む水を処理する油水分離施設をいう。以下

同じ。)を設置する工場若しくは事業場」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(定期点検の実施等)

第21条の2 対象事業場又は貯油施設等の設置者は、対象化学物質の貯蔵施設又は貯油施設等の定期的な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

(事故の状況の公表)

第21条の3 知事は、対象化学物質、油等の流出その他の事故が発生した場合において、対象化学物質、油等を含む水が地下に浸透し、又は公共用水域に排出されたことにより、健康被害又は生活環境に係る重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあることを認めるときは、規則で定めるところにより、直ちに、その事故の状況を公表するものとする。

(開発行為に伴う有害物質の地下浸透の禁止)

第21条の4 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。第32条の4第2項において同じ。)の建築又は特定工作物(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第11項に規定する特定工作物をいう。)(の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更その他規則で定める開発行為を行う事業者(設置の工事をしていて者を含むものとし、第16条に規定する者を除く。以下この条及び第38条において「開発事業者」という。))は、規則で定める要件に該当する水を地下に浸透させはならない。

2 知事は、開発事業者が、前項の規則で定める要件に該当する水を地下に浸透させるおそれがあるとき、認めるときは、当該開発事業者に対し、期限を定めて、施設の構造又は汚水等の処理方法の改善を命ずることができる。

(硝酸性窒素等汚染対策の推進)

第21条の5 県は、地下水における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(以下この条において「硝酸性窒素等」という。)の濃度の低減を図るため、事業者、県民及び市町村(以下この条において「事業者等」という。)と連携し、及び協働して、事業者が排出する水の適正な処理、肥料の適正な使用、家畜排せ物の適正な管理、生活排水対策(水質汚濁防止法第14条の5第1項に規定する生活排水対策をいう。)の推進等を図り、硝酸性窒素等の地下水への過剰な浸透の抑制に取り組むものとする。

2 事業者等、硝酸性窒素及び協働して、当該地域の調査を実施し、硝酸性窒素等の濃度の低減に関する目標及び計画を定め、その実現を図るものとする。

第3章中第22条の前に次の節名を付する。

第3章 第1節 総則

第23条の次に次の節名を付する。

第2節 地下水の適正な採取

第24条を次のように改める。

第24条 削除

第25条第2項中「の指定を行おう」を「を指定しよう」に、「熊本県環境審議会」を「審議会」に改め、同条第3項中「知事は、」の次に「第1項の規定により」を加え、「する場合には、」を「したときは、速やかに」に改める。

第30条の次に次の1条を加える。

(地下水に代わる水源の確保)

第30条の2 知事は、地下水の水量の保全を図るため、地下水に代えて他の水源を確保することが困難でないことを認めるときは、地下水を採取する者又は採取しようとする者に、地下水に代えて他の水源を確保するよう要請することができる。

2 前項の規定による知事の要請を受けた者は、地下水に代えて他の水源を確保するよう努めるものとする。

第32条中「章」を「節」に改め、同条の次に次の1節を加える。

第3節 地下水の合理的な使用

(地下水使用合理化指針)

第32条の2 知事は、地下水の合理的な使用の促進に関する指針(以下「地下水使用合理化指針」という。)を定めるものとする。

2 地下水使用合理化指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地下水の合理的な使用の促進の基本的方向
- (2) 地下水の合理的な使用の促進のための措置に関する事項
- (3) その他地下水の合理的な使用の促進に関する重要事項

3 知事は、地下水使用合理化指針を定め、又はこれを改定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、地下水使用合理化指針を定め、又はこれを改定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

(地下水採取者が講ずべき地下水の合理的な使用の措置等)

第32条の3 地下水を採取する者は、地下水使用合理化指針を踏まえ、地下水の合理的な使用に努めるものとする。

2 知事は、地下水の合理的な使用を促進するために必要があると認めるときは、地下水を採取する者に対し、地下水使用合理化指針を勧奨して、地下水の合理的な使用について必要な助言及び指導を行うことができる。

(地下水の合理的な使用に関する啓発等)

第32条の4 県は、市町村と連携して、地下水の合理的な使用に係る啓発及び地下水の合理的な使用に配慮した給水機器、給水設備等（次項において「給水機器等」という。）の普及に努めるものとする。

2 事業者及び県民は、建築物を建築（給水機器等の新設、増設又は変更を伴うものに限る。）しようとするときは、地下水使用合理化指針を踏まえ、当該建築物において、地下水の合理的な使用に配慮した給水機器等の設置に努めるものとする。

第4章の章名を削り、第33条の前に次の節名を付する。

第4節 地下水の涵養

第33条の見出しを「（地下水涵養指針）」に改め、同条第1項中「かん養に係る指針その他地下水のかん養を推進するため必要な措置を講ずる」を「涵養の促進に関する指針（以下「地下水涵養指針」という。）を定める」に改め、同条に次の3項を加える。

2 地下水涵養指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地下水の涵養の促進の基本的方向
- (2) 地下水の涵養を実施すべき量に関する目標
- (3) その他地下水の涵養の促進に関する重要事項

3 知事は、地下水涵養指針を定め、又はこれを改定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、地下水涵養指針を定め、又はこれを改定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

第34条及び第35条を次のように改める。
（地下水採取者等が講ずべき地下水涵養の措置等）

第34条 地下水を採取する者は、地下水涵養指針を踏まえ、地下水の涵養に努めるものとする。

2 事業者は、地下水涵養指針を踏まえ、事業地における雨水の地下への浸透に努めるものとする。

3 地下水を採取する者及び事業者は、地下水の涵養に当たっては、地下水が汚染されることはないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 知事は、地下水の涵養を促進するために必要があるときは、地下水を採取する者及び事業者に対し、地下水涵養指針を勧奨して、地下水の涵養について必要な助言及び指導を行うことができる。

第35条 削除

第38条第1項中「及び第4章」を削る。

第41条第3項中「水質の汚濁」を「汚染」に改める。

第43条を次のように改める。

（市町村条例との関係等）

第43条 知事は、市町村が制定した条例による施策の実施等により、この条例の目的全部又は一部を達成することができると認めるときは、当該市町村について、この条例の全部又は一部の規定を適用しないこととすることができる。

2 前項の規定により、この条例の規定を適用しないこととする市町村及びこの条例の規定のうち当該市町村において適用しないこととする規定については、規則で定める。

3 知事は、地下水の保全上必要があると認めるときは、市町村に対し、調査、情報の提供その他の協力を求めることができる。

第5章を第4章とする。

第45条中「第11条」を「第11条第1項」に、「第35条第2項」を「第21条の4第2項」に改める。

第47条を次のように改める。

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条又は第10条の規定による届出をせずに対象化学物質を業として使用した者

(2) 第8条又は第10条の規定による届出に虚偽の記載をした者

第49条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同条第1号中「及び」を「又は」に、「による届出をせず、又は虚偽の届出を」を「に違反して届出をせず地下水を採取」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(2) 第26条第1項又は第27条第1項の規定による届出に虚偽の記載をした者

第6章を第5章とする。

第2条 熊本県地下水保全条例の一部を次のように改正する。

目次中「第32条の4」を「第32条の6」に、「第35条」を「第35条の4」に改める。

第21条の4第1項中「第32条の4第2項」を「第32条の6第2項並びに第35条の3第1項及び第2項において同じ」に改め、「特定工作物をいう」の次に「。第35条の3第1項」を加える。

第23条各号を次のように改める。

(1) 揚水設備 動力を用いて地下水を採取するための設備をいう。

(2) 自噴井戸 動力を用いずに地下水を採取することができる井戸をいう。

第25条の次に次の3条を加える。

(重点地域)

第25条の2 知事は、前条第1項の指定地域の中で、特に地下水の水位が低下している地域及びこの地域と地下水理において密接な関連を有すると認められる地域を重点地域として指定する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、重点地域の指定、変更又は廃止について準用する。

(地下水採取の許可)

第25条の3 次に掲げる行為をしようとする者は、揚水設備ごとに、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、地下水を田畑等のかんがいの用に供するために採取する場合であって規則で定めるときは、この限りでない。

(1) 重点地域において揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計をいう。以下同じ。)が19平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取すること。

(2) 重点地域以外の地域において揚水機の吐出口の断面積が125平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 揚水設備の設置の場所

(3) 揚水設備のストレナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積

(4) 揚水機の前動機の出力

(5) 採取する地下水の用途

(6) 地下水の採取量

(7) その他規則で定める事項

3 前項の申請書には、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 規則で定める揚水試験による地下水の水位の変化等の試験結果書

(2) 水量測定器の種類、位置、設置の時期等に関する書類

(3) 揚水設備の設置の場所を示す図面

(4) 地下水の利用に関する計画書

(5) その他規則で定める書類

4 第1項の許可を受けようとする者で揚水機の吐出口の断面積が125平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取しようとするものは、規則で定めるところにより、地下水の採取による地下水の水質及び水量への影響に関する調査(次項及び第26条の2第2項において「影響調査」という。)を行わなければならない。

5 前項の規定により影響調査を実施した者は、第2項の申請書に、当該調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第25条の4 知事は、前条第1項の許可の申請があったときは、その申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

(1) 当該申請に係る地下水の採取が周辺の地域に地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えるおそれがあると認めるとき。

(2) 当該申請に係る採取において地下水の流出防止策が講じられていないと認めるとき。

(3) 申請者が第3章の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。

(4) 申請者が第31条の2第1項(第1号、第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定により前条第1項の許可を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であるとき。

(5) 申請者が法人である場合において、その役員が前2号のいずれかに該当する者であるとき。

2 知事は、前条第1項の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。

3 前条第1項の許可には、地下水の水量の保全上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

4 知事は、前条第1項の許可をしようとする場合において、揚水設備の設置の場所、地下水の採取量、地下水の水位の状況等から必要があると認めるときは、あらかじめ、審議会及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。

第26条を次のように改める。

(地下水採取の届出)

第26条 次に掲げる行為をしようとする者は、揚水設備又は自噴井戸ごとに、当該行為をしようとする日の30日前までに、知事に届け出なければならない。

(1) 重点地域において揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える揚水設備又は吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える自噴井戸により地下水を採取すること(第25条の3第1項第1号に掲げる行為を除く。)

(2) 重点地域以外の指定地域において揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取すること(第25条の3第1項第2号に

- 掲げる行為を除く。)
- (3) 指定地域を除く地域において揚水機の吐出口の断面積が50平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取すること(第25条の3第1項第2号に掲げる行為を除く。)
- 2 前項の規定により届出をしようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項(自噴井戸に係る届出にあつては、第4号に掲げる事項を除く。)を記載した届出書を知事に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 揚水設備又は自噴井戸の設置の場所
- (3) 揚水設備又は自噴井戸のストレーナーの位置及び揚水機又は自噴井戸の吐出口の断面積
- (4) 揚水機の原動機の出力
- (5) 採取する地下水の用途
- (6) 地下水の採取量
- (7) その他規則で定める事項
- 3 前項の届出書には、規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 揚水設備又は自噴井戸の設置の場所を示す図面
- (2) その他規則で定める書類
- 第26条の次に次の1条を加える。
- (経過措置)
- 第26条の2 重点地域の指定の際現に前条第1項第2号又は第3号の規定により知事に届ける当該地域内において揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取している者は、当該地域が重点地域として指定された日から起算して3年間は、第25条の3第1項の許可を受けず、引き続き当該揚水設備により地下水を採取することができる。
- 2 前項の規定する者が前項に規定する期間内第25条の3第1項の許可の申請をするときは、申請書に同条第3項第1号に掲げる書類を添付すること及び影響調査を行うことを要しない。
- 第27条の見出しを削り、同条第2項中「前条第2項」を「第26条第3項」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「において」の次に「揚水機の吐出口の断面積が6平方センチメートルを超える」を加え、「前条第1項各号」を「第26条第2項各号」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。
- 重点地域の指定の際現に当該地域内において吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える自噴井戸により地下水を採取している者は、当該地域が重点地域として指定された日から起算して60日以内に、規則で定めるところにより、第26条第2項各号に掲げる事項(同条第4号に掲げる事項を除く。)を知事に届け出なければならない。
- 第27条の次に次の1条を加える。
- (氏名の変更等の手続)
- 第27条の2 第25条の3第1項の許可を受けた者は、同条第2項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。
- 2 第25条の4の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 第25条の3第1項の許可を受けた者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたとき、又は当該許可に係る揚水設備により地下水を採取することを廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 第1項の規定による許可の申請又は前項の規定による届出には、規則で定める書類を添付しなければならない。
- 第28条を次のように改める。
- 第28条 第26条第1項又は第27条第1項若しくは第2項の規定により届出を行つた者は、第4号を除く。)までに掲げる事項第1号及び第3号から第7号(自噴井戸に係る揚水設備若しくは自噴井戸により地下水を採取することを廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出のうち、第26条第2項第3号及び第7号に掲げる事項の変更に係る届出には、規則で定める書類を添付しなければならない。
- 第28条の次に次の1条を加える。
- (承継)
- 第28条の2 第25条の3第1項の許可を受けた者又は第26条第1項若しくは第27条第1項若しくは第2項の規定により届出を行つた者(以下「特定採取者」という。)について相続、合併又は分割(許可若しくは届出に係る揚水設備又は自噴井戸を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該揚水設備若しくは自噴井戸を承継した法人は、特定採取者の地位を承継する。

2 前項の規定により特定採取者の地位を承継した者は、その承継があった日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

第29条中「揚水設備により地下水を採取する者（以下「採取者」という。）」を「特定採取者」に、「揚水設備ごとに当該揚水設備」を「揚水設備又は自噴井戸ごとに当該揚水設備又は自噴井戸」に、「採取する地下水」を「採取した地下水」に改め、同条に次の1項を加える。

2 知事は、規則で定めるところにより、前項の報告の概要を公表するものとする。第30条第1項中「採取者のうち規則で定めるもの」を「揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える揚水設備（第25条の3第1項第1号の規定により知事の許可を要する場において、揚水機の吐出口の断面積が19平方センチメートルを超える揚水設備）により地下水を採取する者」に、「適正なる採取を図る」を「採取量を正確に把握する」に改め、同条第2項中「前項の規則に定めるもののほか、採取者」を「特定採取者（前項に規定する者を除く。）」に、「適正なる採取を図る」を「地下水の採取量を正確に把握する」に改め、同条に次の2項を加える。

3 知事は、第1項に規定する者が、正当な理由なく水量測定器を設置しないときは、その者に対し、期限を定めて、水量測定器を設置するよう勧告することができる。

4 知事は、前項の勧告に従わない者が、その者に対し、水量測定器の設置を命ずることができる。

第31条第1項中「地下水量」を「地下水の水量」に、「採取者に対し」を「特定採取者に対し、その判断の根拠を示して」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(許可の取消し等)
第31条の2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条の3第1項又は第27条の2第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第25条の3第1項又は第27条の2第1項の許可を受けたとき。

(2) 第25条の3第1項又は第27条の2第1項の許可に係る採取が第25条の4第1項第1号又は第2号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 第25条の3第1項又は第27条の2第1項の許可を受けた者が、第25条の4第1項第3号又は第5号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 第25条の3第1項又は第27条の2第1項の許可を受けた者が、第25条の4第3項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

2 知事は、前項第2号又は第4号に該当するときは、当該許可を受けた者に対し、期間又は期限を定めて、地下水の採取の停止、地下水の採取量の制限その他地下水の水量の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 知事は、第1項の規定による許可の取消し又は前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

(緊急時の措置)
第31条の3 知事は、地下水の採取に伴う障害の発生により地下水の水量の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、当該障害の発生に影響を及ぼすと認められる区域において地下水を採取する者の全部又は一部に対し、期間又は期限を定めて、地下水の採取の停止、地下水の採取量の制限その他地下水の水量の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

第32条の4 第25条の3第1項の許可を受けようとする者は、地下水使用合理化指針を踏まえ、規則で定めるところにより、地下水の合理的な使用に関する計画（以下この条及び次条において「地下水使用合理化計画」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。地下水使用合理化計画を提出した者がこれを変更したときも同様とする。

2 知事は、地下水の合理的な使用の促進のために必要があると認めるときは、前項の規定により提出された地下水使用合理化計画について必要な助言及び指導を行うことができる。

3 第1項の規定により地下水使用合理化計画を提出した者は、当該計画を実施するとともに、毎年度、規則で定めるところにより、地下水使用合理化計画の実施状況を知事に報告しなければならない。

4 知事は、規則で定めるところにより、前項の規定による報告の概要を公表するものとする。

- 3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。
- 第35条を次のように改める。
(地下水涵養計画等)
- 第35条第25条の3第1項の許可を受けようとする者は、地下水涵養指針を踏まえ、規則で定めるところにより、地下水の涵養に関する計画（以下この条及び次条において「地下水涵養計画」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。地下水涵養計画を提出した者がこれを更にしたときも同様とする。
- 2 知事は、地下水涵養の促進のために必要があるときは、前項の規定により提出された地下水涵養計画に必要が助言及び指導を行うことができる。
- 3 第1項の規定により画、地下水涵養計画の実施状況を知事に報告しなければならない。
- 4 知事は、規則で定めるところにより、前項の規定による報告の概要を公表するものとする。
- 第35条の次に次の3条を加える。
(勧告等)
- 第35条の2 知事は、前条第1項の規定により地下水涵養計画を提出した者の地下水涵養に関する措置が地下水涵養指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、その者に対し、その判断の根拠を示して、地下水の涵養に関し必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 2 知事は、正当な理由がなく前項の規定による勧告に従わない者があるときは、その者の氏名又は名称及び勧告の内容を公表することができる。
- 3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。
- 4 知事は、第2項の勧告に従わない者があるときは、期限を定めて、その勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。
- 5 知事は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。
(開発行為に伴う地下水涵養への配慮)
- 第35条の3 重点地域において面積が5ヘクタール以上の開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする者（以下この条及び第39条において「開発行為者」という。）は、地下水涵養指針を踏まえ、規則で定めるところにより、水利用に開発行為者が建築物の建築又は特定工作物の建設を行わない場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書の場合において、開発行為者は、当該開発行為の区域内で建築物の建築又は特定工作物の建設を行う者に対し、地下水の涵養についての配慮を求めるものとする。
- 3 知事は、開発行為者に対し、第1項に規定する計画について、地下水の水量の保全の観点から意見を述べることができる。
- 4 重点地域において第1項に規定する開発行為以外の開発行為を行おうとする者は、地下水涵養指針を踏まえ、地下水の涵養に努めるものとする。
(調査研究等)
- 第35条の4 県は、重点地域において、市町村、事業者等と連携し、及び協働して、地下水の涵養に係る調査研究の推進及び地下水の涵養の効果の高い地域の保全を図り、地下水の水量を保全するために必要な地下水の涵養量の確保に努めるものとする。
- 第38条第1項中「含む」の次に「。次条第1項において同じ」を加える。
- 第39条を次のように改める。
- 第39条 知事は、第3章の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、地下水の採取する者及び開発行為者に対し、地下水の採取の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、それらの者の事業場その他必要な場所に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による報告及び検査について準用する。
- 第45条を次のように改める。
- 第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
(1) 第11条第1項、第18条第1項若しくは第2項、第21条第3項、第21条の4第2項、第31条の2第2項又は第31条の3第1項の規定による命令に違反した者
(2) 第25条の3第1項又は第27条の2第1項の規定に違反して知事の許可を受けないで地下水を採取した者
- 第47条の次に次の2条を加える。
- 第47条の2 第30条第4項又は第35条の2第4項の規定による命令に違反した者

は、50万円以下の罰金に処する。
第47条の3第19条第1項の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者は、20万円以下の罰金に処する。

第49条第1号及び第2号中「又は第27条第1項」を「第27条第1項又は第2項」に改め、同条第4号を同条第6号とし、同条第3号中「第39条において準用する第38条第1項」を「第39条第1項」に改め、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 第32条の4第1項又は第35条第1項の規定による計画を提出せず、又は虚偽の記載をした者

(4) 第29条第1項、第32条の4第3項又は第35条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第50条中「前4条」を「前7条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定並びに次項及び附則第6項(別表第65号事務の欄(2)の改正規定及び同欄(6)の改正規定(「第34条第2項」を「第34条第4項」に改める部分に限る。)に限る。)の規定 平成24年4月1日

(2) 第2条の規定並びに附則第3項から附則第6項(別表第65号事務の欄(2)の改正規定及び同欄(6)の改正規定(「第34条第2項」を「第34条第4項」に改める部分に限る。))を除く。)までの規定 平成24年10月1日

(準備行為)

2 第2条の規定による改正後の熊本県地下水保全条例(以下「新条例」という。)第25条の2の規定による重点地域の指定に関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(地下水採取の届出に関する経過措置)

3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に第2条の規定による改正前の熊本県地下水保全条例(以下「旧条例」という。)第26条第1項の規定により知事に届出をしている者は、新条例第26条第1項の規定により知事に届出をしたものとみなす。

(特に大規模な地下水採取に係る経過措置)

4 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に旧条例第26条第1項の規定により知事に届け出て重点地域以外の地域において揚水機の吐出口の断面積が125平方センチメートルを超える揚水設備により地下水を採取している者は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日から起算して3年間は、新条例第25条の3第1項の許可を受けなくて、引き続き当該揚水設備により地下水を採取することができる。

5 前項に規定する者が前項に規定する期間内に新条例第25条の3第1項の許可の申請をするときは、申請書に同条第3項第1号に掲げる書類を添付すること及び同条第4項に規定する影響調査を行うことを要しない。

(熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)

6 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表第65号事務の欄(2)中「第35条第2項」を「第21条の4第2項」に改め、同欄(9)を同欄(11)とし、同欄(8)を同欄(10)とし、同欄(7)を同欄(9)とし、同欄(6)中「第34条第2項」を「第34条第4項」に改め、同欄(6)を同欄(8)とし、同欄(5)中「第29条」を「第29条第1項、第32条の4第3項及び第35条第3項」に改め、同欄(5)を同欄(7)とし、同欄(4)中「第27条第1項及び第28条第1項」を「第27条第1項及び第2項、第27条の2第3項、第28条第1項並びに第28条の2第2項」に改め、同欄(4)を同欄(5)とし、同欄(5)の次に次のように加える。

(6) 条例第32条の4第1項及び第35条第1項の規定による知事に対する提出の受付に関する事務

別表第65号事務の欄(3)の次に次のように加える。

(4) 条例第25条の3第1項及び第27条の2第1項の規定による知事に対する申請の受付に関する事務

別表第65号市町村等の欄中「(6)から(9)まで」を「(8)から(11)まで」に、「(4)及び(5)」を「(4)から(7)まで」に改める。

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第19号

熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例の一部を改正する条例
熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成16年熊本県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第13条第6項第3号中「県内希少野生動植物の」の次に「うちから種を指定し、その」を加え、「場合」を「区域」に、「区域以外の区域で」を「区域内で当該種の」に改める。

第14条第4号中「指定希少野生動植物の」の次に「うちから種を指定し、その」を加

え、「場合」を「区域」に、「区域以外の区域で」を「区域内で当該種の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第20号

熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
熊本県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。

- 第2条の2を次のように改める。
（補正することができる軽微な不備）
- 第2条の2 法第10条第3項（法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める軽微な不備は、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものであって、内容の同一性を失わない範囲のものとする。
第2条の2の次に次の5条を加える。
（社員総会の議事録）
- 第2条の3 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録（特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）第2条に規定する電磁的記録をいう。）をもって作成するものとする。
- 2 法第14条の9の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合には、次に掲げる事項を記載した社員総会の議事録を作成するものとする。
 - (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
 （定款の変更の認証申請）
- 第2条の4 法第25条第3項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。
 - (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (2) 定款の変更内容
 - (3) 定款の変更理由
 （定款の変更の届出）
- 第2条の5 法第25条第6項の届出を行う特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出するものとする。
（事業報告書等の備置き等）
- 第2条の6 特定非営利活動法人は、法第28条第1項に規定する事業報告書等を毎事業年度初めの3月以内に作成し、これを翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。
（役員名簿等の備置き）
- 第2条の7 特定非営利活動法人は、法第28条第2項の役員名簿及び定款等をその事務所
所に備え置かなければならない。
- 第3条中「第29条第1項」を「第29条」に改め、「3月以内に」の次に「、規則で定めるところにより、」を加える。
- 第4条の見出し中「閲覧」を「公開」に改め、同条中「第29条第2項」を「第30条」に改め、「閲覧」の次に「及び謄写」を加える。
- 第6条の見出し中「財産目録等」を「貸借対照表等」に改め、同条中「財産目録及び貸借対照表」を「貸借対照表及び財産目録」に、「合併する各特定非営利活動法人」を「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）」に改め、「主たる」を削る。
- 第7条を次のように改める。
（認定の申請）
- 第7条 法第44条第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
 - (1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び設立の年月日
 - (2) 特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要
 第7条の次に次の8条を加える。
（認定の有効期間の更新申請）
- 第7条の2 法第51条第2項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。
 - (1) 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び認定の有効期間

(2) 認定特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要
 (認定特定非営利活動法人の定款の変更等に係る書類の提出)
 第7条の3 法第52条第2項(法第62条において準用する場合を含む。次項において
 同じ。)の規定による書類の提出は、法第25条第3項の認証を受けた後、遅滞なく、
 規則で定めるところにより、行うものとする。
 2 第2条の3の規定は、法第52条第2項の規定により提出する社員総会の議事録の謄
 本について準用する。
 (認定申請の添付書類の備置き等)
 第7条の4 法第54条第1項(法第62条及び法第63条第5項において準用する場合
 を含む。)の規定による書類の備置き並びに法第54条第2項から第4項まで(法第6
 2条において準用する場合を含む。)の規定による書類の作成及び備置きは、規則で定
 めるところにより、行うものとする。
 (役員報酬規程等の提出)
 第7条の5 法第55条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定によ
 る書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に、規則で定めるところにより、行うもの
 とする。
 (助成金支給書類等の提出)
 第7条の6 法第55条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定によ
 る書類の提出は、法第54条第3項の助成金の支給を行った後遅滞なく、法第54
 条第4項の海外送金又は海外金銭の送金を行う場合はあらかじめ(災害に
 害に対する援助その他緊急を要する場合又はあらかじめ(災害に
 害に遅滞なく)、規則で定めるところにより、行うものとする。
 (役員報酬規程等の閲覧及び謄写)
 第7条の7 法第56条(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧
 及び謄写は、知事が定める場所において行うものとする。
 (仮認定の申請)
 第7条の8 法第58条第1項の仮認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で
 定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。
 定 1) 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び設立の年
 月日
 2) 特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要
 (合併の認定申請)
 第7条の9 法第63条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条
 第2項の認定を受けようとする仮認定特定非営利活動法人は、第5条の申請書の提出に
 併せて、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出す
 るものとする。
 (1) 認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及
 び主たる事務所の所在地
 (2) 認定又は仮認定を受けた年月日
 第8条第1項中「第44条の3」を「第75条」に改め、「平成16年法律第149号
 」の次に「。以下「電子文書法」という。」を加え、「第9条」及び「の各号」を削り、
 同項各号を次のように改める。
 (1) 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第3条第1項の条例で定
 める保存は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)、
 法第28条第1項及び第2項、法第35条第1項、法第54条第1項(法第62条(法用
 第63条第5項において準用する場合を含む。))及び法第63条第5項において準用
 する場合を含む。)並びに法第54条第2項から第4項まで(これらの規定を法第6
 2条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による書面の備置きとする。
 (2) 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第4条第1項の条例で定
 める作成は、法第14条、法第28条第1項、法第35条第1項及び法第54条第2
 項から第4項までの規定による書面の作成とする。
 (3) 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項の条例で定
 める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号(法第51条第5項及び第
 法第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第52条第4項及び法第
 54条第5項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定に
 よる書面の閲覧とする。
 附 則
 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第21号

熊本県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例
 熊本県緊急雇用創出基金条例(平成21年熊本県条例第7号)の一部を次のように改正
 する。

附則第2項中「平成25年12月31日」を「平成26年12月31日」に改める。
 附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第22号

熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例
 熊本県立技術短期大学校条例（平成8年熊本県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「機械制御技術科、電子情報技術科、情報通信技術科及び情報映像技術科」を「機械システム技術科、電子システム技術科及び情報システム技術科」に改める。

附 則

- この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- この条例による改正前の熊本県立技術短期大学校条例第4条第2項に規定する機械制御技術科、電子情報技術科、情報通信技術科及び情報映像技術科は、この条例による改正後の熊本県立技術短期大学校条例第4条第2項の規定にかかわらず、平成25年3月31日にそれぞれの学科に在学する者が当該それぞれの学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第23号

熊本県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例
 熊本県立職業能力開発校条例（昭和44年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「熊本県立熊本高等技術訓練校」を「熊本県立高等技術専門校」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

熊本県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第24号

熊本県道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例
 （熊本県道路占用料徴収条例の一部改正）

第1条 熊本県道路占用料徴収条例（昭和43年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「この項、次項、次条第1項及び別表の備考第8号において」を削り、同条第3項第1号中「第7条第8号」を「第7条第9号」に改める。

別表令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場、令第7条第8号に掲げる応急仮設建築物、令第7条第9号に掲げる器具及び令第7条第10号及び第11号に掲げる施設の項を次のように改める。

令第7条第6号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.018を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		
令第7条第7号に掲げる施設	建築物		Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.	Aに0.	Aに0.

			008 を乗じて得た額	01 を乗じて得た額	013 を乗じて得た額
令第 7 条第 8 号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		A に 0. 018 を乗じて得た額		
	その他のもの		A に 0. 008 を乗じて得た額	A に 0. 01 を乗じて得た額	A に 0. 013 を乗じて得た額
令第 7 条第 9 号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		A に 0. 011 を乗じて得た額	A に 0. 014 を乗じて得た額	A に 0. 018 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		A に 0. 018 を乗じて得た額		
	その他のもの		A に 0. 025 を乗じて得た額		
令第 7 条第 10 号に掲げる器具			A に 0. 025 を乗じて得た額		
令第 7 条第 11 号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		A に 0. 011 を乗じて得た額	A に 0. 014 を乗じて得た額	A に 0. 018 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		A に 0. 018 を乗じて得た額		
	その他のもの		A に 0. 025 を乗じて得た額		

別表の備考第 6 号中「第 7 条第 9 号及び第 10 号」を「第 7 条第 6 号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第 11 号」に改め、同表の備考第 7 号中「若しくは占用物件」を「又は占用物件」に、「若しくは 1 メートル」を「又は 1 メートル」に、「あるとき、又はこれらの」を「あるときはその面積又は長さを 1 平方メートル又は 1 メートルとして計算し、表示面積、占用面積又は占用物件の」に、「、1 平方メートル又は 1 メートルとして」を「その端数を切り上げて」に改め、同表の備考第 8 号中「計算し、なお」を「計算するものとする。この場合において」に、「1 月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が 1 月未満であるとき、又はその期間に 1 月未満の端数があるときは 1 月として」を「、その端数を切り上げて」に改め、同表の備考に次の 1 号を加える。

9 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が 1 月未満であるときはその期間を 1 月として計算し、その期間に 1 月未満の端数があるときはその端数を切り上げて計算するものとする。

第 2 条 熊本県道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

占用物件		占用料		
		単 位	所在地	
			市（熊本市を除く。）	町村
法第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる工	第一種電柱	1 本につき 1 年	6 9 0	6 3 0
	第二種電柱		1, 1 0 0	9 7 0
	第三種電柱		1, 4 0 0	1, 3 0 0

作物	第一種電話柱		6 2 0	5 6 0
	第二種電話柱		9 9 0	9 0 0
	第三種電話柱		1, 4 0 0	1, 2 0 0
	その他の柱類		6 2	5 6
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	6	6
	地下に設ける電線その他の線類		4	3
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	6 0 0	5 5 0
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3 7 0	3 4 0
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	1, 2 0 0	1, 1 0 0
	郵便差出箱及び信書便差出箱		5 2 0	4 7 0
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1, 6 0 0	9 8 0
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1, 2 0 0	1, 1 0 0
法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0. 0 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	2 6	2 4
	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの		3 7	3 4
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの		5 6	5 1

	外径が 0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			74	67
	外径が 0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			110	100
	外径が 0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			150	130
	外径が 0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			260	240
	外径が 0.7メートル以上1メートル未満のもの			370	340
	外径が 1メートル以上のもの			740	670
法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,200	1,100
法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	A に 0.004 を乗じて得た額		
		階数が 2 のもの			
		階数が 3 以上のもの			
	上空に設ける通路			800	490
	地下に設ける通路			480	290
	その他のもの			1,200	1,100
法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		16	10	
	その他のもの		160	98	
令第 7 条第 1 号に	看板（アーチであ	一時的に設けるもの	表示面積 1 平	160	98

掲げる物件	るものを除く。)		方メートルにつき1月		
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,600	980
	標識		1本につき1年	990	900
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	16	10
		その他のもの	1本につき1月	160	98
	幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	16	10
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	160	98
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,600	980
		その他のもの		800	490
	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	160	98
	令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設		120	110	
	令第7条	トンネルの上又は高架	占用面	Aに0.014を	Aに0.018を

第 6 号に 掲げる施 設	の道路の路面下に設け るもの	積 1 平 方メー トルに つき 1 年	乗じて得た額	
	上空に設けるもの		A に 0. 0 1 8 を乗じて得た額	
	その他のもの		A に 0. 0 2 5 を乗じて得た額	
令第 7 条 第 7 号に 掲げる施 設	建築物		A に 0. 0 1 4 を 乗じて得た額	A に 0. 0 1 8 を 乗じて得た額
	その他のもの		A に 0. 0 1 を乗 じて得た額	A に 0. 0 1 3 を 乗じて得た額
令第 7 条 第 8 号に 掲げる施 設及び自 動車駐車 場	建築物		A に 0. 0 1 8 を乗じて得た額	
	その他のもの		A に 0. 0 1 を乗 じて得た額	A に 0. 0 1 3 を 乗じて得た額
令第 7 条 第 9 号に 掲げる応 急仮設建 築物	トンネルの上又は高架 の道路の路面下に設け るもの		A に 0. 0 1 4 を 乗じて得た額	A に 0. 0 1 8 を 乗じて得た額
	上空に設けるもの		A に 0. 0 1 8 を乗じて得た額	
	その他のもの		A に 0. 0 2 5 を乗じて得た額	
令第 7 条第 1 0 号に掲げる器具		A に 0. 0 2 5 を乗じて得た額		
令第 7 条 第 1 1 号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高速 自動車国道若しくは自 動車専用道路（高架のも のに限る。）の路面下に 設けるもの	A に 0. 0 1 4 を 乗じて得た額	A に 0. 0 1 8 を 乗じて得た額	
	上空に設けるもの	A に 0. 0 1 8 を乗じて得た額		
	その他のもの	A に 0. 0 2 5 を乗じて得た額		

(熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)
 第 3 条 熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成 2 1 年熊本県条例第 2 0 号）を次のとおり改正する。
 附則第 3 項第 2 号中「から平成 2 5 年度まで」を「及び平成 2 3 年度」に改める。
 附 則
 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から起算して 1 0 日を経過した日から、第 2 条及び第 3 条の規定は平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
 2 第 1 条の規定による改正後の別表の規定は、第 1 条の規定の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成 2 4 年 3 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 2 5 号

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例
 熊本県都市公園条例（昭和 5 3 年熊本県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。
 別表第 1 の 1 の表水前寺江津湖公園の項を削る。
 別表第 1 の 2 の表熊本県民総合運動公園の項中「5 8 0 円」を「2, 3 5 0 円」に改め、
 同表水前寺江津湖公園の項を削る。
 別表第 2 の 4 の表本部室の項の次に次のように加える。

会議室	1 室 1 時間につき	2 7 0 円
小会議室	1 室 1 時間につき	1 1 0 円
研修室	1 室 1 時間につき	1 6 0 円

別表第 2 の 4 の表コインロッカーの項中「**運動広場**」を「**第一休憩棟
運動広場**」に改め、
同表備考 2 中「本部室」の次に「、会議室、小会議室、研修室」を加える。

別表第 4 の 1 の表多目的広場の項中

多目的広場 C	1 面 1 時間につき	
---------	-------------	--

1 0 0 円 1 9 0 円	を	「 多目的広場 C 1 面 1 時間につき 多目的広場 D 4 分の 1 の部分ごと 1 時 間につき	
--------------------	---	--	--

1 0 0 円 1 9 0 円	に改める。
1 2 0 円 2 3 0 円	

附 則

- この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表第 1 の 2 の表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県屋外広告物条例及び熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 24 年 3 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 26 号

熊本県屋外広告物条例及び熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

(熊本県屋外広告物条例の一部改正)

第 1 条 熊本県屋外広告物条例（昭和 39 年熊本県条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条の 2 第 1 項第 1 号中「住所」の次に「並びに法人にあっては、その代表者の氏名」を加え、同項第 4 号中「住所」の次に「（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）」を加える。

第 2 1 条の 4 第 1 項第 6 号中「第 1 号から第 4 号まで」を「前各号」に改める。

(熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第 2 条 熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年熊本県条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 5 号中「前各号」の次に「又は次号」を加える。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 24 年 3 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 27 号

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例
熊本県港湾管理条例（昭和 41 年熊本県条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「使用しようとする者」の次に「又は臨港地区（法第 2 条第 4 項に規定する臨港地区をいう。次条第 2 項において同じ。）内の道路に別表第 2 に掲げる工作物、物件若しくは施設を設け、継続して当該道路を使用しようとする者」を加え、「あらかじめ」を「、あらかじめ、」に、「、その」を「その」に、「また」を「、また」に改める。

第 6 条 第 2 項 中 「返 還 し な い」 を 「、 返 還 し な い」 に、「 責 に」 を 「責 め に」 に 改 め、 同 項 を 同 条 第 3 項 と し、 同 条 第 1 項 中 「使 用 者 は、 別 表 第 1」 を 「別 表 第 1 に 掲 げ る 港 湾 施 設 を 使 用 す る 使 用 者 は、 同 表」 に 改 め、「 切 り 捨 て る。」 の 次 に 「と す る。」 を 加 え、 同 項 の 次 に 次 の 1 項 を 加 え る。
 2 臨 港 地 区 内 の 道 路 に 別 表 第 2 に 掲 げ る 工 作 物、 物 件 又 は 施 設 を 設 け、 継 続 し て 当 該 道 路 を 使 用 す る 使 用 者 は、 同 表 に 定 め る 額 (そ の 額 に 1 円 未 満 の 端 数 が あ る と き は、 こ れ を 切 り 捨 て る。) の 使 用 料 を 納 め な け れ ば な ら ない。
 第 6 条 の 2 第 1 項 中 「、 別 表 第 2 に 定 め る」 を 「、 別 表 第 3 に 定 め る 額 (そ の 額 に 1 円 未 満 の 端 数 が あ る と き は、 こ れ を 切 り 捨 て る。) の」 に、「 又 は 別 表 第 3」 を 「又 は 別 表 第 4」 に 改 め る。
 第 1 5 条 を 削 り、 第 1 6 条 を 第 1 5 条 と し、 第 1 7 条 を 第 1 6 条 と す る。
 第 1 8 条 第 1 号 エ を 削 り、 同 条 を 第 1 7 条 と す る。
 第 1 9 条 を 第 1 8 条 と し、 第 2 0 条 か ら 第 2 3 条 ま で を 1 条 ず つ 繰 り 上 げ る。
 別 表 第 3 を 別 表 第 4 と し、 別 表 第 2 を 別 表 第 3 と す る。
 別 表 第 1 中 「第 1 9 条」 を 「第 1 8 条」 に 改 め、 同 表 の 次 に 次 の 1 表 を 加 え る。
 別 表 第 2 (第 5 条、 第 6 条 関 係)

区分		使用料			
		単位	所在地		
			熊本市	熊本市以外の市	町村
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第一種電柱	1本につき1年	1,100	690	630
	第二種電柱		1,600	1,100	970
	第三種電柱		2,200	1,400	1,300
	第一種電話柱		950	620	560
	第二種電話柱		1,500	990	900
	第三種電話柱		2,100	1,400	1,200
	その他の柱類		95	62	56
	共架電線その他長さに設ける線類	長さ1メートルにつき1年	9	6	6
	地下に設ける線類その他の線類		6	4	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	930	600	550
	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートルにつき1年	570	370	340
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,900	1,200	1,100
	郵便差出箱及び信書便差出箱		800	520	470
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	14,000	1,600	980
その他のもの	使用面積1平方メートルにつき1年	1,900	1,200	1,100	
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	40	26	24
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		57	37	34

	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		85	56	51
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		110	74	67
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		170	110	100
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		230	150	130
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		400	260	240
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		570	370	340
	外径が 1 メートル以上のもの		1,100	740	670
通路、浄化槽 その他これら に類する施設	上空に設ける通路	使用面積 1 平方メートルにつき	7,200	800	490
	地下に設ける通路	1 年	4,300	480	290
	その他のもの		1,900	1,200	1,100
露店、商品置 場その他これ らに類する施 設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	使用面積 1 平方メートルにつき 1 日	140	16	10
	その他のもの	使用面積 1 平方メートルにつき 1 月	1,400	160	98
看板、標識、 旗ざお、幕及 びアーチ	看板（一時的に設けるものであるものを除く。）	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	1,400	160	98
	その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	14,000	1,600	980
	標識	1 本につき 1 年	1,500	990	900
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	140	16
	その他のもの	1 本につき 1 月	1,400	160	98

	幕（工 事用板 囲、足 場、詰 所その 他の工 事用施 設であ るもの を除 く。）	祭礼、縁 日その他 の催しに 際し、一 時的に設 けるもの	その面積 1 平方 メートルにつき 1 日	1 4 0	1 6	1 0
	アーチ	車道を横 断するも の その他の もの	1 基につき 1 月	1, 4 0 0	1 6 0	9 8
				1 4, 0 0 0	1, 6 0 0	9 8 0
				7, 2 0 0	8 0 0	4 9 0
工事用板 囲、足場、詰 所その他の工 事用施設及 び土石、竹 木、瓦その 他の工 事用材		使用面積 1 平方 メートルにつき 1 月		1, 4 0 0	1 6 0	9 8

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち、3 条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち 3 条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 表示面積、使用面積又は道路を使用している物件（以下「使用物件」という。）の面積若しくは長さが 1 平方メートル又は 1 メートル未満であるときはその面積又は長さを 1 平方メートル又は 1 メートルとして計算し、表示面積、使用面積又は使用物件の面積若しくは長さに 1 平方メートル又は 1 メートル未満の端数があるときはその端数を切り上げて計算するものとする。
- 7 使用料の額が年額で定められている使用物件に係る使用の期間が 1 年未満であるときは、又はその期間に 1 年未満の端数があるときは、月割をもって計算するものとする。この場合において、1 月未満の端数があるときは、その端数を切り上げて計算するものとする。
- 8 使用料の額が月額で定められている使用物件に係る使用の期間が 1 月未満であるときはその期間を 1 月として計算し、その使用の期間に 1 月未満の端数があるときはその端数を切り上げて計算するものとする。
- 9 使用の期間が 1 月未満の場合における使用料の額は、この表に定める額に 1 0 0 分の 1 0 5 を乗じて得た額とする。
- 1 0 1 件の金額が 1 0 0 円に満たない場合にあっては、1 0 0 円とする。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本県港湾管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 4 年 3 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県高校生等修学等支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年3月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第29号

熊本県高校生等修学等支援基金条例の一部を改正する条例
熊本県高校生等修学等支援基金条例（平成21年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

副校長の設置に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。
平成24年3月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第30号

副校長の設置に伴う関係条例の整備に関する条例
（熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正）
第1条 熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「校長」の次に「、副校長」を加える。

第17条の3第1項各号を次のように改める。

(1) 高等学校で定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。）、副校長（本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる者に限る。）、教頭（定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する者に限る。）、主幹教諭（本務として定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理し、又は本務として定時制教育若しくは通信教育に従事する者に限る。）並びに教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（本務として定時制教育又は通信教育に従事する者に限る。）

(2) 前号に規定する高等学校の実習助手（本務として定時制教育又は通信教育に従事する者に限る。）であって次のいずれかに該当するもの
ア 高等学校を卒業した者若しくは高等専門学校第3学年の課程を修了した者又はこれらと同等以上の学力があると任命権者が認める者で、その者の従事する実
イ 3年以上担当実習に関連のある実地の経験を有する者で当該担当実習に関し技術優秀と認められるもの

第17条の4第1項第1号中「県立学校の」を「高等学校の副校長、」に改める。

（熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正）
第2条 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「校長」の次に「、副校長」を加える。

（熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）
第3条 熊本県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年熊本県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「校長」の次に「、副校長」を加える。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年3月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第31号

熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部を改正する条例
熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例（昭和46年熊本県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）で定める基準に従い、熊本県」を削る。

第9条中「熊本県」を削る。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県立図書館協議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年3月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第32号

熊本県立図書館協議会設置条例の一部を改正する条例
熊本県立図書館設置条例（昭和33年熊本県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規定に基き」を「図書館協議会として」に改め、「、熊本県立図書館」の次に「（以下「図書館」という。）」を加える。

第2条を次のように改める。

（所掌事務）

第2条 協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べることができる。

第4条中「定めのあるものを除く」を「定めるものの」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「補欠委員」を「補欠の委員」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第4条とする。

2 委員は、再任されることができる。

第2条の次に次の1条を加える。

（組織）

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、熊本県教育委員会が任命する。

3 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

附 則

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に従前の熊本県立図書館協議会の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、改正後の熊本県立図書館協議会設置条例（以下「新条例」という。）第3条の規定により熊本県立図書館協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、員

新としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に従前の熊本県立図書館協議会の会長である者は、施行日に、新条例第3条第3項の規定により熊本県立図書館協議会の会長として選任されたものと

みなす。

新

熊本県立美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第33号

熊本県立美術館条例の一部を改正する条例

熊本県立美術館条例（昭和50年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第21条第5項中「委員の互選により、」を削り、「置く」を「置き、委員の互選により選任する」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

第21条第1項中「規定に基づき」を「博物館協議会として」に改め、同項の次に次の1項を加える。

2 協議会は、美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べることができる。

第21条に次の2項を加える。

8 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

9 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に従前の熊本県立美術館協議会の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、改正後の熊本県立美術館条例（以下「新条例」という。）第21条第4項の規定により熊本県立美術館協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条

第5項の規定にかかわらず、施行日における従前の熊本県立美術館協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に従前の熊本県立美術館協議会の会長である者は、施行日に、新条例第21条第7項の規定により熊本県立美術館協議会の会長として選任されたもの

とみなす。

新

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 34 号

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例
熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表熊本県熊本北警察署の項位置の欄中「熊本市草葉町」を「熊本市中央区草葉町」に改め、同項管轄区域の欄を次のように改める。

<p>熊本市中央区のうち</p> <p>熊本県熊本南警察署及び熊本県熊本東警察署の管轄区域を除く区域</p> <p>熊本市西区のうち</p> <p>池亀町、池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、池田四丁目、上熊本一丁目、上熊本二丁目、上熊本三丁目、京町本丁、津浦町、出町、花園一丁目、花園二丁目、花園三丁目、花園四丁目、花園五丁目、花園六丁目、花園七丁目、稗田町</p> <p>熊本市北区のうち</p> <p>熊本県山鹿警察署の管轄区域を除く区域</p>
--

別表熊本県熊本南警察署の項位置の欄中「熊本市十禅寺三丁目」を「熊本市南区十禅寺三丁目」に改め、同項管轄区域の欄を次のように改める。

<p>熊本市中央区のうち</p> <p>板屋町、魚屋町一丁目、魚屋町二丁目、魚屋町三丁目、鍛冶屋町、川端町、紺屋阿弥陀寺町、小沢町、古城町、琴平一丁目、琴平二丁目、琴平本町、米屋町一丁目、米屋町二丁目、米屋町三丁目、呉服町一丁目、呉服町二丁目、呉服町三丁目、細工町一丁目、細工町二丁目、細工町三丁目、細工町四丁目、細工町五丁目、島崎一丁目、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、新町四丁目、十禅寺一丁目、十禅寺町、段山本町、中唐人町、西阿弥陀寺町、西唐人町、萩原町、八王寺町、春竹町大字春竹、東阿弥陀寺町、古桶屋町、古大工町、平成一丁目、平成二丁目、平成三丁目、本荘一丁目、本荘二丁目、本荘三丁目、本荘四丁目、本荘五丁目、本荘六丁目、本荘町、南熊本一丁目、南熊本二丁目、南熊本三丁目、南熊本四丁目、南熊本五丁目、宮内、迎町一丁目、迎町二丁目、本山一丁目、本山二丁目、本山三丁目、本山四丁目、本山町、弥生町、横手一丁目、横手二丁目、横手三丁目、世安町、万町一丁目、万町二丁目</p> <p>熊本市西区のうち</p> <p>熊本県熊本北警察署の管轄区域を除く区域</p> <p>熊本市南区のうち</p> <p>熊本県宇城警察署の管轄区域を除く区域</p>
--

別表熊本県熊本東警察署の項位置の欄中「熊本市東町三丁目」を「熊本市東区東町三丁目」に改め、同項管轄区域の欄を次のように改める。

<p>熊本市中央区のうち</p> <p>出水一丁目、出水二丁目、出水三丁目、出水四丁目、出水五丁目、出水六丁目、出水七丁目、出水八丁目、江津二丁目、大江二丁目（8 番から 20 番まで）、帶山一丁目、帶山二丁目、帶山三丁目、帶山四丁目、帶山五丁目、帶山六丁目、帶山七丁目、帶山八丁目、帶山九丁目、上京塚町、上水前寺一丁目、上水前寺二丁目、神水一丁目、神水二丁目、神水本町、国府一丁目（白山校区を除く。）、国府二丁目（白山校区を除く。）、湖東一丁目、三郎一丁目、新大江一丁目（7 番から 27 番まで）、新大江二丁目、新大江三丁目、水前寺一丁目、水前寺二丁目、水前寺三丁目、水前寺四丁目、水前寺五丁目、水前寺六丁目、水前寺公園、渡鹿一丁目、渡鹿二丁目、渡鹿三丁目、渡鹿四丁目、渡鹿五丁目、渡鹿六丁目、渡鹿七丁目、東京塚町、保田窪一丁目、保田窪二丁目</p> <p>熊本市東区</p> <p>菊池郡大津町（熊本空港の範囲）、菊陽町（熊本空港、同空港の誘導路に隣接する空港外の施設並びに同空港に隣接する国土交通大臣の管理地及び熊本空港給油施設株式会社の範囲）</p>
--

上益城郡益城町（熊本空港、同空港の誘導路に隣接する空港外の施設及び同空港に隣接する国土交通大臣の管理地の範囲）

別表熊本県山鹿警察署の項中「熊本市」を「熊本市北区」に改め、同表熊本県宇城警察署の項中「熊本市」を「熊本市南区」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第35号

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例

熊本県警察職員定数条例（昭和29年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「3,049人」を「3,056人」に、「112人」を「113人」に、「1,775人」を「1,779人」に、「928人」を「930人」に、「3,470人」を「3,477人」に改め、同条第2項中「3,049人」を「3,056人」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

熊本県ワクチン接種緊急促進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第36号

熊本県ワクチン接種緊急促進基金条例の一部を改正する条例

熊本県ワクチン接種緊急促進基金条例（平成23年熊本県条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第37号

熊本県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例

熊本県妊婦健康診査支援基金条例（平成21年熊本県条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第38号

熊本県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

熊本県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成19年熊本県条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区における定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第39号

熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区における定数に関する条例の一部を改正する条例

熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区における定数に関する条例（平成18年熊本県条例第51号）の一部を次のように改正する。

本則中「熊本市選挙区	16人」を	「熊本市中央区選挙区	4人	に改める。
		熊本市東区選挙区	4人	
		熊本市西区選挙区	2人	
		熊本市南区選挙区	3人	
		熊本市北区選挙区	3人	

附 則
この条例は、平成24年4月1日から施行する。